



筑後川流域景観計画

美しい大河に抱かれた実りと彩りをつなぐ景観まちづくり



平成 22 年 10 月

福岡県

目次

序章		1
0.1	計画の目的	1
0.2	計画の役割と位置づけ	3
0.3	計画の対象区域	4
0.4	計画の構成	4
コラム	景観形成の効果	5
第1章	景観特性と課題	6
1.1	筑後川流域の景観特性	6
1.2	現状の課題	11
第2章	良好な景観の形成に関する方針	12
2.1	目標	12
2.2	基本方針	14
第3章	景観形成基準	17
3.1	景観誘導の基本的考え方と届出対象行為	17
3.2	景観形成基準（一般基準と特定基準）	19
	【一般基準】	21
	【特定基準】	33
	【環境色彩基準】	37
第4章	協働して守り育てる景観の保全・整備	40
4.1	景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針	40
4.2	広域的な景観形成に重要な公共施設（景観重要公共施設）	41
4.3	屋外広告物の景観誘導方針	47
4.4	景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	49
第5章	個性を活かした景観まちづくりの推進	50
5.1	継続的な景観まちづくりに向けて（景観醸成モデル地区）	50
5.2	地域のシンボリックな眺望景観の保全に向けて	59
第6章	景観形成につながる活動の推進	60
6.1	景観資源を活用した活動	60
6.2	景観形成の啓発・継承活動	61
6.3	地域マネジメントによる景観まちづくりの活動	62
6.4	営みの景観を支える活動	63
第7章	実現に向けたパートナーシップの推進	64
7.1	それぞれの主体の役割と連携	64
7.2	景観形成を推進する体制と仕組み	65
資料編		68
【資料1】	届出の手続きの流れ	68
【資料2】	景域ごとの一般基準一覧	69
【資料3】	特定基準一覧	72
【資料4】	景観形成のための各種制度の活用	73
【資料5】	国が定める公共施設の景観形成ガイドライン	75
【資料6】	筑後川流域の水系図	76

序章

0.1 計画の目的

福岡県と筑後地域の市町で構成する筑後田園都市推進評議会は、平成 15 年に『筑後ネットワーク田園都市圏構想』を策定し、筑後地域の景観の保全・形成に取り組んできた。

筑後地域の中でも、特に雄大な自然が残る筑後川流域には、筑後川をはじめ、耳納連山、水郷田園、歴史街道など多様な景観を望むことができる。このような自然や流域の人々と共に育まれてきた共有財産ともいえる景観を保全・形成するため、県、流域の市町、国の関係機関、地域団体・NPO等が協働して取り組む指針として、『筑後川流域景観テーマ協定』を平成 21 年 5 月に締結している。

こうした取り組みをさらに一歩進め、景観法を活用した『筑後川流域景観計画』を策定し、『筑後ネットワーク田園都市圏構想』の目標像である「個性を繋ぎ“豊かさ”と“ゆとり”から活力を創造するネットワーク田園都市圏」の実現と、『筑後川流域景観テーマ協定』で掲げた次のテーマの実現を目的としている。

【テーマ】

美しい大河に抱かれた実りと彩りをつなぐ景観まちづくり

「美しい大河」である筑後川は、筑後平野を流れ大地を形づくり、人々に様々な恵みを与えてきた。また宝満川をはじめ巨瀬川、小塩川、陣屋川、広川など、数多くの美しい支流がその大河に注ぎ合流している。

「実り」の景観は、筑後川流域に広がる山林や里山、田園で、自然と人々の営みによって繰り広げられている景観で、その恩恵は、集落やまちにもたらされ新たな産業を興し、様々な地域の個性的な文化を育んできた。それらは各地の神社仏閣や酒蔵など歴史的な建造物や伝統工芸などに見ることができる。

「彩り」の景観は、季節の移り変わりと共に筑後川流域の各地で見ることができる。桜並木、麦秋、櫛並木、樹氷など自然の営みが創り出す景観をはじめ、各地域の五穀豊穡、無病息災を祈る祭りや行事など人々の営みと文化が創り出す景観が、流域に多彩な彩りをもたらしている。

また、川面や湖面の煌く夕暮れの光景や山々を覆う白い雲など、時の移ろいや気象の変化によっても、筑後川流域の景観は様々な様相を見せてくれる。

時代の流れとともに、私たちは便利さを追求し、工業化、都市化を進めてきたが、同時にこのかけがえのない筑後の美しい景観の保全を危うくもしている。

私たちは、そうした「美しい大河」によって抱かれてきた「実り」と「彩り」の景観をかけがえのないものとして、後世へと継承していくために、筑後川流域の地域同士がつながり、人と人がつながる景観まちづくりを推進していく。

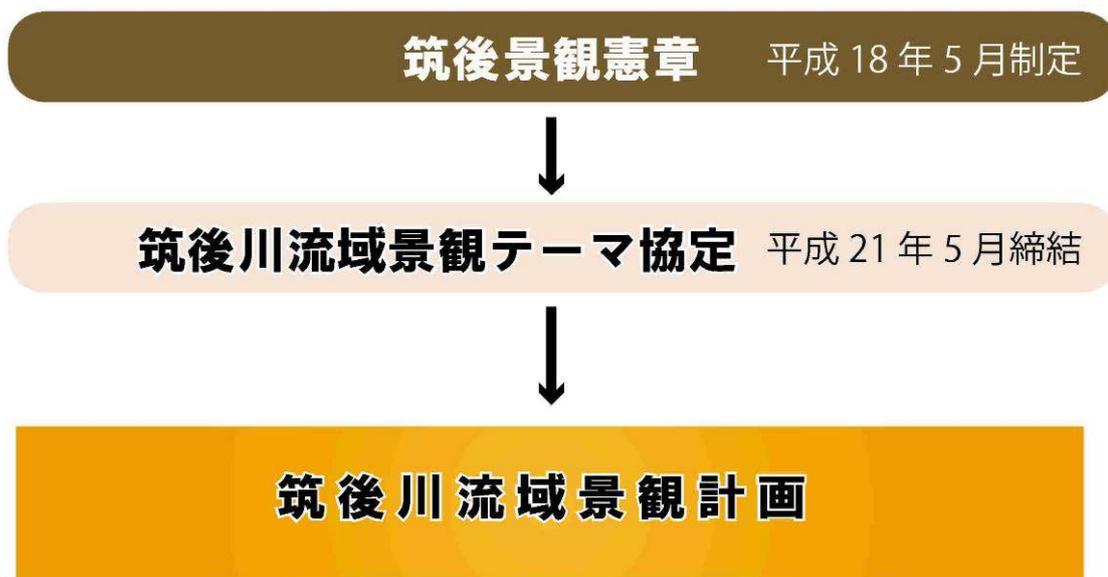
0.2 計画の役割と位置づけ

筑後川流域は、山並み、田園、河川、道路等において広域的に連続する景観を共有しており、神社仏閣や酒蔵など歴史的な建造物や伝統産業など、流域の歴史を物語る景観資源が多数存在している。

このため、『筑後川流域景観計画』は、景観法に基づく事項を規定するとともに、以下の役割を担うものとする。

- ①市町の境界を越え相互に連携しながら調和と整合を図る計画
- ②筑後川流域の市町における独自の景観まちづくりの取り組みを支援する計画

この計画は、以下に示すとおり、これまでの『筑後景観憲章』、『筑後川流域景観テーマ協定』に基づき策定するものである。

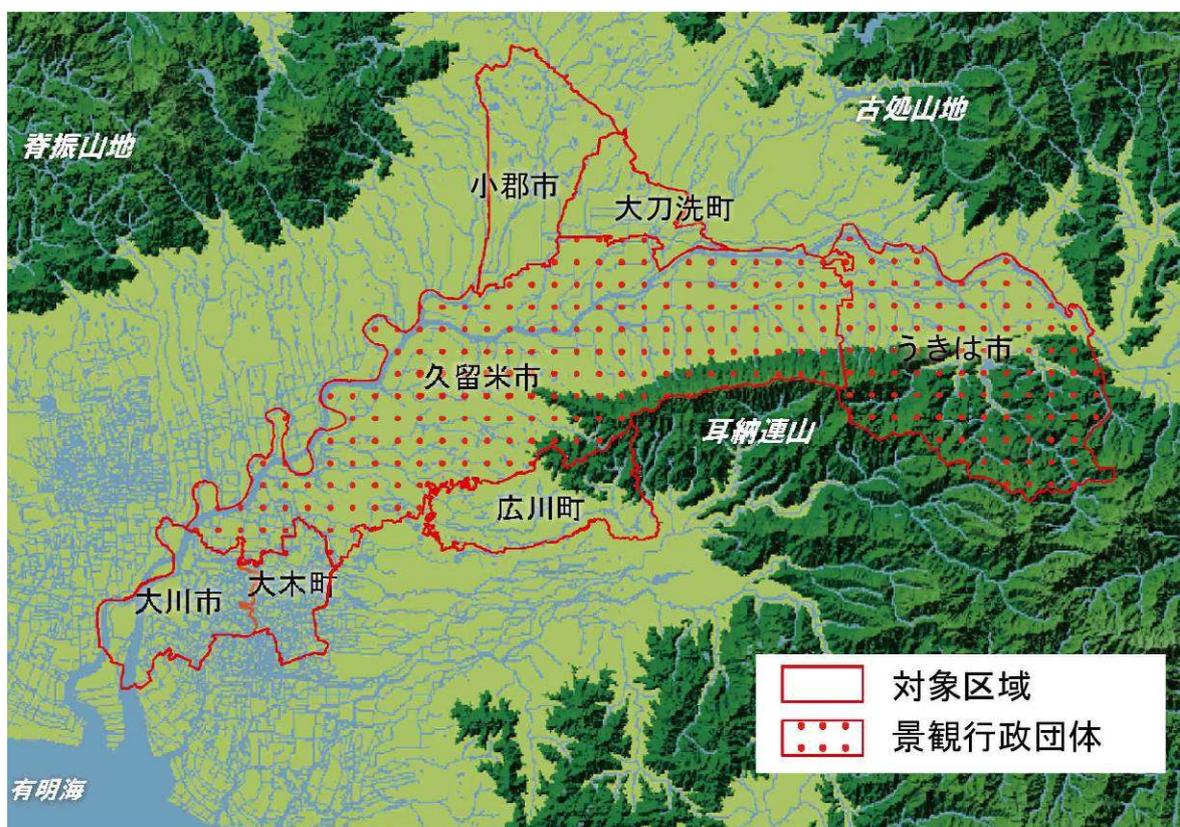
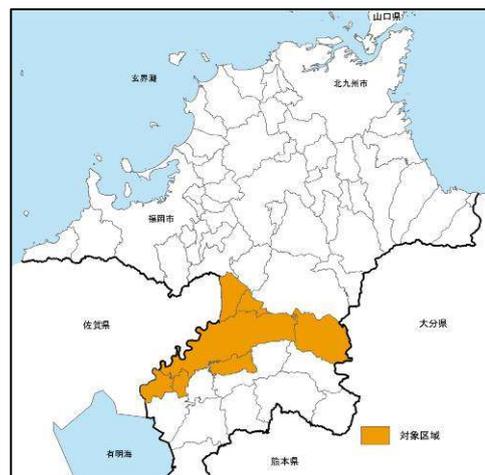


0.3 計画の対象区域

この計画の対象区域は、県内の筑後川流域のうち7市町（久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町、広川町）の区域とする。

ただし、景観法に基づく事項（第2章、3章、4章）および第5章については、景観行政団体を除く区域とする。

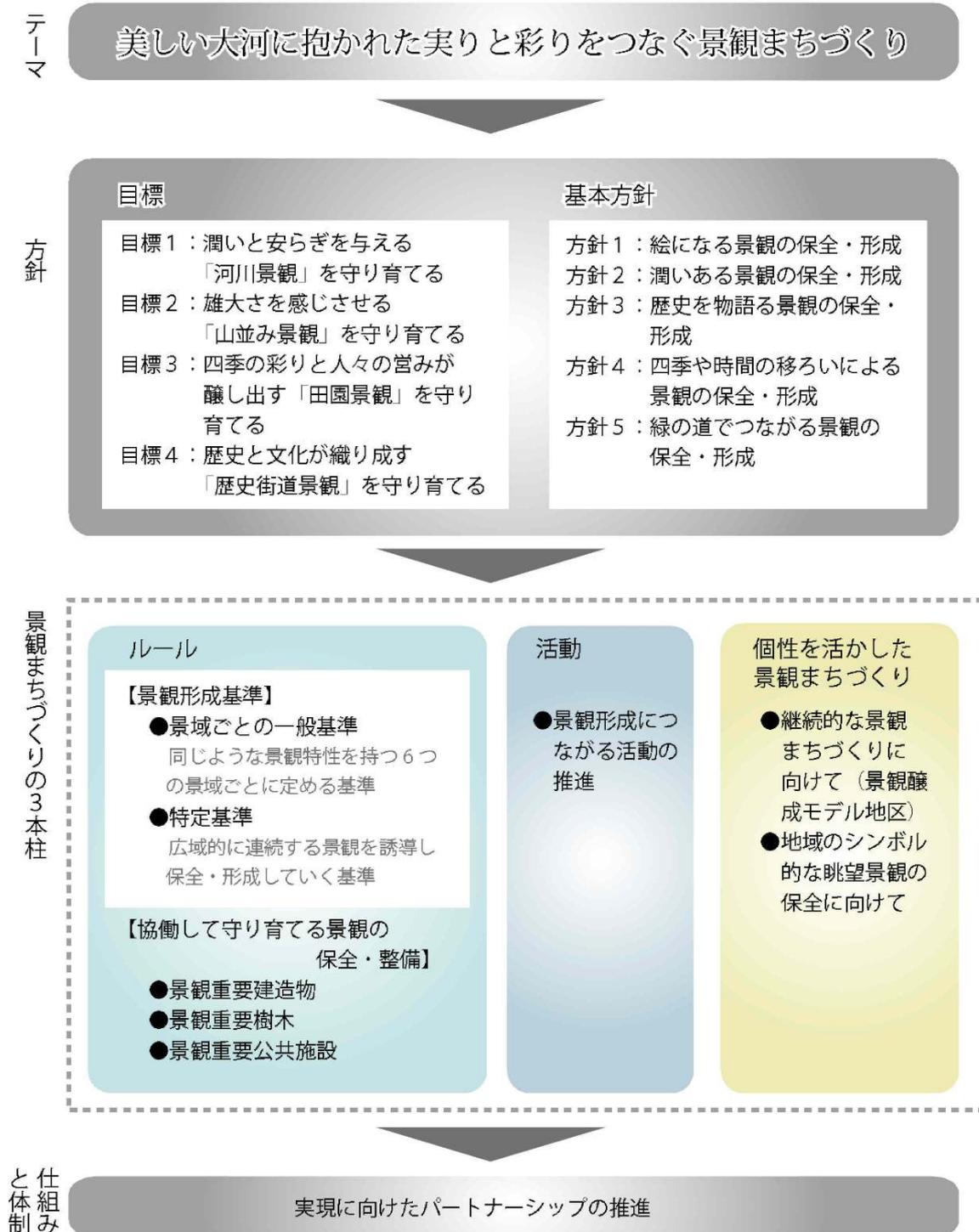
■対象区域の位置



0.4 計画の構成

この計画は、『筑後川流域景観テーマ協定』のテーマと基本方針をふまえ、「ルール」、「活動」及び「個性を活かした景観まちづくり」を「景観まちづくりの3本柱」として位置づけている。

また、これらの実現に向け、地域住民、地域団体・NPO等、事業者、行政のパートナーシップによる景観まちづくりを推進することを定めている。



景 観 形 成 の 効 果

「景観」とは、目に見える地域の環境である。言い換えると、地域の地形や風土とともに、そこで繰り広げられている人々の営みや文化、暮らしの有り様として、目にすることができるものである。つまり、「景観形成」とは、その景観を通して自分達の住むまちの環境を見つめ直し、まちづくりに取り組むことであり、その効果としては以下のようなものがある。

◆ 地域の個性を活かした「魅力」を育む

地域には歴史や文化、営みとともに育まれた魅力がある。景観形成を通して地域の資源を見つめなおし、その個性に気づき、地域づくりに活用することで、その地域固有の魅力を育むことにつながる。

◆ 快適な「生活環境」を生み出す

人々は、生活環境において、水や緑による潤い、風情や趣き、賑わいや落ち着きなど、「便利さ」だけではなく「快適さ」や「心地よさ」のような心で感じる豊かさも求めている。良好な景観形成は、その「快適さ」を生み出す取り組みの一つであり、暮らしの豊かさの実現につながる。

◆ 地域への愛着や誇りを育み、「地域力」を高める

良好な景観形成は、「誰か一人が」取り組むのではなく、「誰もが」取り組むことで初めて実現するものであるため、地域への愛着や誇りを持って地域の魅力を共有し、地域が一体となって取り組むことが必要である。それらを通して、人と人とのつながりからコミュニティとしてのまとまりが強まることにより、「地域力」を高めていくことにつながる。

◆ 観光・交流による地域の「活力」を創出する

観光とは、キラリと“光る”地域資源を“観て”楽しむことに由来するように、各地の魅力を形成する「景観」は、重要な観光資源の一つである。

良好な景観形成を図ることにより、地域の「光る」魅力を発信し、地域内外の人々が交流する機会づくりにつなぎ、地域の活力創出による活性化が期待される。

◆ 地域の魅力が固有の「価値」を高める

景観形成とは総合的なまちづくりである。

地域の魅力を育み、そこに住む人々が地域への愛着や誇りを共有しながら快適に暮らしつつけることが地域の文化を育み、地域の活力創出へつながる。この一連の繰り返しが脈々と受け継がれることで、結果として地域が持つ固有の価値を高めることにつながる。

第1章 景観特性と課題

1.1 筑後川流域の景観特性

『筑後川流域景観テーマ協定』において明らかにしているとおり、筑後川流域は次のように多様な景観特性をもっている。

1) 大河が創り出した地形と人々の暮らし

筑後川は、熊本県の瀬の本高原を源に、大分県の山間盆地を流下し、大分県と福岡県の県境にある夜明峡谷を抜け、巨瀬川、宝満川等多くの支流と合流しながら、肥沃な筑後平野を貫流して有明海に注ぐ、全長約140kmにおよぶ九州最大の一級河川である。悠然と流れる筑後川や宝満川と、「屏風山」と呼ばれる耳納連山など周囲の山並みと、広々とした田園地帯が一体となった雄大な景観が作りだされ、河口付近では干満差の大きい有明海の潮汐作用による遠浅の干潟など独特の地形が創り出した景観を望むことができる。

また、筑後川は、古くから洪水と干ばつを繰り返した歴史がある一方、田畑を潤す貴重な水源であり、人や物資の交通手段として水運が発達するなど、人々の暮らしと密接に関わってきたことから、地域固有の営みの景観も創り出してきた。



豊かな水を湛える筑後川



筑後川と耳納連山

また、本計画の対象区域では、以下のような特徴ある景観を見ることができる。

丘陵地や山間地のある広川町では、段畑や茶畑、果樹園等がみられ、豊かな自然の恵みとともにある景観として親しまれている。

中流域では、広がりのある田園景観を中心に、農業の営みとともにある実りの景観を楽しめるとともに、その背景として耳納連山や花立山、八女丘陵など、美しい緑の稜線からなる景観を見ることができ、中流域の特徴ある景観となっている。

干満差の大きい有明海沿いに広がる田園地域では、風土とともに生きる人々の英知として掘割（クリーク）が張り巡らされた水郷文化が形成され、掘割と農地、集落からなる下流域特有の田園景観を見ることができる。その地域固有の水郷文化を背景に、大木町では、暮らしの中で育まれてきた水との関わりを通して、地域の風土に寄りそう地域づくりへの取り組みとして、堀干し体験等による体験学習による文化の継承や、水の環境や循環を通じた環境学習等が行われている。



小椎尾の茶畑



つづらの棚田



子ども達の堀干し体験

流域内では、水と米の豊かさから酒造業も栄え、筑後川沿いや小石原川沿いでは、酒蔵と川とその周囲が一体となって固有の景観を形成している。

河口近くでは漁業やのりの養殖等も盛んで、漁を終えた船が川面に浮かぶ光景もまた、筑後川における日々の営みとともにある景観のひとつで、多くの人々にふるさと筑後の景観として親しまれている。

広川町には久留米緋の工房が多く分布しており、流域における伝統産業である緋文化が大切に継承されていて、工房見学や体験等の取り組みも行われており、市内外を問わず多くの人々が訪れる観光資源の一つとなっている。中でも長延地区には、緋工房が通りに面して集積しており、緋工房という文化的資源を活かした景観形成の取り組みも期待される。



城島の酒蔵



筑後川に浮かぶ船



緋工房の集積する通り

また、たびたび氾濫を起こす筑後川と人々の暮らしを守る治水の歴史も古く、流域内の河川では、治水・利水の文化的遺産も多く見られる。中でも有明海の干満の差と航路確保を目的に整備されたデ・レーケ導流堤や、取水のために整備された恵利堰などは、周囲の景観と一体となって美しい治水文化を継承する景観として、見ることができる文化遺産的な景観のひとつである。

下流域の大川市では、筑後川の水運を生かしながら上・中流域の豊富な木材を活用した木工業が栄え、若津港を中心に活気のある市街地が形成され、大川市の産業振興を牽引してきた。産業発展の中で鉄道も整備され、筑後川の船運との共存の証として昇開橋も整備され、旧国鉄佐賀線の鉄道橋としての役目を終えた今でも、筑後川昇開橋は、歴史的遺産として多くの人々に親しまれる景観となっている。



デ・レーケ導流堤



恵利堰と耳納連山



夕陽に映える筑後川昇開橋

広川町の山間部に位置する逆瀬谷などの集落では、地域で採取できる蛇紋岩による石積みが多く見られ、その色から青石垣の里として親しまれており、伝統的な様式による住宅と石垣、背景の山の緑からなる静かな集落景観が形成されている。

また、九州の北部に位置し交通の要衝であることから、古代には筑後国府が置かれるなど歴史的にも政治・経済・文化等の中心であり、近世には田中氏、有馬氏により現在の久留米に城下町が築かれ、久留米城址や寺町では往時の面影を見ることができる。また、江戸時代には街道も整備され、吉井や草野、松崎や本郷等では宿場町等として栄え、往時の風情を感じさせる伝統的な町並みが残されている。

下流域の大川市の小保・榎津地区には、近世に藩境のまちとして木工業とともに栄え、往時の賑わいを今に伝える歴史的・文化的な町並みが残されている。

また、隠れキリシタンゆかりの大刀洗町今地区には、大正時代、地域の信仰の象徴として煉瓦造の今村カトリック教会が建設され、日本では珍しい双塔を有する美しい姿から、地域のシンボリックな景観資源の一つとなっている。



青石垣の残る逆瀬谷集落



吉井のまちなみ



今村カトリック教会

2) 豊かな自然と多様な生態系

筑後川の中流域では、瀬や淵、河原等に多様な動植物が生息するなど、豊かな自然景観を望むことができる。下流域では、有明海の潮汐の影響を受け約 23 km に渡り淡水と海水がまじりあう汽水域が広がり、筑後川固有の魚類やヨシ群落等の生息地として特有の環境を育んでいる。また、内陸に張り巡らされた掘割（クリーク）では、数多くの貴重な植物や魚類、鳥類などが生息し、多様な環境を育んでいる。

耳納連山北麓や隈上川上流の山中では、ヤマザクラや櫨の木などの落葉樹が自生し、春や秋には彩り鮮やかな景観を見ることができる。



広川ダムの桜



花立山山麓溜池の野鳥(クロツラヘラサギ)

また、本計画の対象区域では、以下のような特徴ある景観を見ることができる。

河川沿いは貴重なオープンスペースであるとともに、堤防道路等では川面を眺めながら自然の中を散歩することができる場として、多くの人々に親しまれている。自然の樹林地が多く残る宝満川、桜並木が植栽された花宗川、桜並木や鯉の泳ぐ様子を楽しめる陣屋川など、流域内の多くの河川は身近に美しい自然景観を楽しむことのできる場として多くの人々に親しまれている。



花宗川と桜並木



陣屋川の鯉

大刀洗町の大堰三川地区で、佐田川と筑後川合流域にあたる場所にホタル生息地があり、毎年初夏になるとゲンジホタルが飛び交う幻想的な光景を見ることができ、この貴重な自然を守るため“ホタルの里”として住民の手により大切に保全されている。また、広川町の広川上流においてもホタルの舞う光景が見られる。



大刀洗町のホタルの里



広川上流のホタル

また、下流域に広がる水郷景観の重要な要素である堀や掘割（クリーク）には、数多くの生物が生息しているとともに、水辺に飛来する野鳥等も多く見られる。大木町では、この農業文化遺産であると同時に豊かな自然環境を支えている水辺環境をできる限り保全し、後世まで残す取り組みとして、有機的な掘割を活かした水辺の公園を整備している。



石丸山公園の掘割



カササギ

1.2 現状の課題

筑後川流域では、各地に多様な特性からなる景観を見ることができる一方で、近年、全国どこでも見られるような画一的な開発や建築行為も行われており、地域の風土や文化と関わりを持たない、流域としての特徴を持たない景観があちらこちらで見られるようになってきている。

地域の魅力となっている景観は、何もせずに残ってきたものではない。先人たちにより大切に継承されてきたから今、私たちは見ることができるものである。

景観として見えるまちの姿は時代とともに、また人々の暮らし方とともに変化する。その「変化」をどのように捉え、どのような取り組みを行うかが、地域特性を活かした景観形成につながる。地域の景観に馴染まないように「変化」してしまえば、固有の魅力ある景観は失われてしまう。

筑後川流域の景観形成において「課題」と捉えられる景観の変化は、以下に示すものであり、これらに対し、地域固有の魅力ある景観に調和するよう働きかけていくことが重要である。

1) 広がりのある田園地域への工場や共同住宅など大規模な建物の立地の影響

筑後川流域に広がる平地部では、水平に視界が開けることから、広がりのある美しい田園景観を見ることができる。その中において、大規模な工場や共同住宅等の高層建築物が立地することは、従来の低層建築物等を中心とした集落とは規模が異なるため、田園景観に与える影響が大きい。水平方向に広がるパノラマ景観の中において、そのような建築物等の外観への配慮や立地も含めて、平地部での田園景観と調和した景観誘導への取り組みが必要である。

2) 沿道景観の煩雑化による地域性の喪失

自動車社会の進展により、人々の行動範囲が広がり、交通量の多い幹線道路等では、沿道型商業・サービス施設の立地に伴い、派手な外観による建築物や屋外広告物の乱立により沿道景観の煩雑化が進んでいるとともに、全国どこでも同じような幹線沿道の景観となってきている。一方、市街化の進まない田園地域や山間部の沿道では資材置き場や倉庫等が周囲の美しい自然景観を阻害してしまう場合も見られ、人々の暮らしの中で最も利用される道路の沿道景観において、地域性とは無関係な景観が増え、地域の魅力が失われつつあり、これらの変化に対する取り組みが必要である。

3) 地域が継承してきた歴史・文化的な景観の変化

地域の歴史や文化を今に伝える町並みや構造物等が数多く残る一方で、時代とともにまちの持つ役割も変化し、ライフスタイルの変化や社会環境の変化とともに、地域が継承してきた歴史的・文化的な景観が失われつつある。歴史的な町並みの残る地区等では、伝統的な建造物の消失や個々の敷地における建替え等による一つ一つの変化の積み重ねが、地区全体の景観に与える影響は大きい。歴史的な景観は一度失われてしまうと二度と見ることはできない。地域の歴史や文化を後世へつなぐためにも、失われてしまう前に変化する景観に対する早急な取り組みが必要である。

第2章 良好な景観の形成に関する方針

『筑後川流域景観テーマ協定』で掲げる4つの目標と5つの基本方針をふまえ、以下の内容を景観法に基づく「良好な景観の形成に関する方針」として定める。

2.1 目標

目標1 潤いと安らぎを与える「河川景観」を守り育てる

九州一の大川である筑後川は、流域に恵みをもたらすとともに「筑紫次郎」と呼ばれ、古くから畏敬と親しみを地域の人々に与えてきた景観要素で、本地域の景観の骨格をなすものである。

上流域では瀬や淵など多様に変化する河川の姿と、周囲の自然とともに創り出す潤いある景観を目にすることができ、市街地近郊の中流域では、河川沿いの公園等において地域の人々が憩い、躍動する姿が見られる。下流域では、有明海の干満により葦や水鳥など多様な動植物が生息する豊かな景観が広がっている。

また、北から緩やかに蛇行しながら流れ、筑後川に合流する宝満川では、水鳥や水辺の木々とともに安らぎのある景観を所々に見ることができる。

こうした上流から下流にかけて多様に変化する景観を有し、流域の人々に潤いと安らぎを与える美しい「河川景観」を流域全体で共有すべき財産として守り育てていく。



筑後川



宝満川

目標2 雄大さを感じさせる「山並み景観」を守り育てる

筑後川と並行して東西に連なる耳納連山は、屏風にたとえられる特徴的な稜線を形成しており、雨の後に立ち上る水蒸気や、朝夕の陽射しによる陰影など、刻々とその姿を変える景観を絶えず見せてくれる。

また、広大な田園では、耳納連山の他にも脊振山、宝満山、古処山、筑肥山地が遠望でき、南の有明海を挟んで遙か遠くには多良岳、普賢岳を望むことができるなど、雄大なパノラマ景観が展開している。

こうした筑後川流域の大景観を象徴し、その雄大さを感じさせる「山並み景観」を流域全体で共有すべき財産として守り育てていく。



耳納連山への眺め

目標3 四季の彩りと人々の営みが醸し出す「田園景観」を守り育てる

広大な田園が広がる筑後平野では、様々な農業が営まれ、季節とともに多様で魅力的な景観を見ることができる。春の田植えや菱取り、黄金色の麦秋、葡萄や柿の色鮮やかな果樹園、彼岸花が咲き乱れる棚田など、四季折々に彩り鮮やかな景観が広がっている。また、先人達の知恵や努力により筑後川から引かれた水路は集落やまちなかでは疎水となり、下流域では田畑を潤す掘割（クリーク）となって、各地域で営みの景観を創り出している。

これらは、地域の人々が筑後川の清流と豊かな緑の恵みを楽しみながら、自然との調和を図り、たゆまぬ営みを繰り返し維持してきた結果の景観である。

こうした四季折々の彩りと人々の営みが醸し出す「田園景観」を流域の営みを伝える共有の財産として守り育てていく。



広がりのある田園



黄金色の田園

目標4 歴史と文化が織り成す「歴史街道景観」を守り育てる

古くから栄えていた筑後川流域では、多くの古墳が点在し、悠久のロマンを現在に伝えている。また、九州の交通の要衝でもあり、南九州へ向かう古道や近世に発達した街道では、歴史的建造物や地域の祭り、行事等により、往時の姿をうかがうことができる。

また、江戸時代には、主要な街道が整備され、薩摩街道や日田街道等のかつての宿場町では、人々の往来と共に様々な産業が興り、それぞれに個性的な町並みが形成され、個性豊かな祭りや行事も育まれてきた。

こうした歴史と文化が織り成す「歴史街道景観」を流域の歴史を今に伝える共有の財産として守り育てていく。



旧薩摩街道のまちなみ

2.2 基本方針

方針1 絵になる景観の保全・形成

見晴らしの良い筑後川沿いでは、北側には広大な田園の背後に山並みを遠く望む雄大なパノラマ景観が展開している。一方、南側には「屏風山」と呼ばれる特徴的な耳納連山を背景に筑後川と田園が織り成す景観を望むことができる。

悠然と流れる筑後川や宝満川、広大な田園、背後の山並みとが組み合わさった眺望や、筑後富士と呼ばれる花立山、筑後川下流の川面と夕陽が煌く眺望などの景観は、坂本繁二郎をはじめとした多くの画家達が好んで描いており、代表的な絵になる景観となっている。また、青木繁が「月下滞船図」に描いたような、漁港や棚田、果樹園、茶畑などで人々が働く姿を映し出している営みの景観も絵になる景観となっている。

自然の中にも素晴らしい絵になる景観を見ることができ、滝など自然の景勝地や多様に変化し流れていく筑後川の自然景観もまた絵になる景観である。

このような河川や山並みなどを背景に創り出される眺望景観や、人々の営みが創り出す営みの景観、多様で多彩な自然景観を、筑後川流域における「絵になる景観」として後世に継承していく。

方針2 潤いのある景観の保全・形成

筑後川や宝満川沿いにはレクリエーション施設や温泉街が立地し、多くの人々の憩いの場として親しまれている。広川、小石原川、陣屋川、花宗川などの支流や下流域の掘割（クリーク）、大刀洗川の流れる大刀洗公園、有機的な掘割の残る石丸山公園など身近な水辺空間が潤いのある景観となっている。そうした潤いのある景観を支えてきた川と水辺環境を適切に保全する取り組みを進める。

市街地においては、大川中央公園などの緑豊かな公園が住民の貴重な憩いの場となっていることから、緑の保全に努めることにより、住民の暮らしに身近なところにおいても潤いのある景観の形成を図る。

また、ホタルや野鳥をはじめとする貴重な動植物との共生を図りながら、自然環境に支えられた景観の保全に努め、筑後川流域における「潤いのある景観」を保全・形成していく。

方針 3 歴史を物語る景観の保全・形成

古くから栄えてきた筑後川流域では、各時代の歴史を物語る建造物、史跡などが各地に数多く残っている。

耳納北麓の装飾古墳や八女丘陵から連なる古墳群は、古代の歴史を今に伝えてくれる重要な史跡である。

九州における交通の要衝であった筑後平野では、律令制の頃には西海道がつくられ、江戸時代には参勤交代の行列が往来した薩摩街道、幕府直轄地で西国筋郡代所へ通じる日田街道、久留米・柳川を結ぶ往還道があり、街道沿いの宿場跡には、今もなお歴史的風情を残す景観を垣間見ることができる。

また、筑後川の治水利水を目的とした歴史的な建造物も数多く、江戸時代から大正期にかけて造られた堰や築堤などが現存し、往時の技術と苦勞を伝える重要な遺産である。

明治期に入り産業の近代化とともに、筑後川昇開橋をはじめとする鉄橋が建設され、今もなおその姿は地域から愛着をもって見られている。

また、各地の集落には必ず神社が祀られ、祭りや年中行事と共に地域の文化を育んできた。

このような古墳等の史跡や歴史的な建造物、歴史的な町並みや建物、伝統的な祭りや行事は、地域の多様な景観を構成する重要な要素である。そのため、各地の歴史的資源が持つ価値を再評価し、適切に保全することにより後世へと継承し、地域固有の魅力的な「歴史を物語る景観」として保全・形成していく。

方針 4 四季や時間の移ろいによる景観の保全・形成

棚田での田植えや稲刈りの光景、麦秋となる初夏の田園、実りの時期には彩りが鮮やかになる果樹園など、四季折々に変化する農業景観を各地で望むことができる。同じように、季節ごとに彩りの鮮やかな花木や桜並木、落葉樹など四季折々に変化のある景観を各地で楽しむことができる。

また、古くから洪水や干ばつを繰り返した歴史がある一方で、田畑を潤す貴重な水源である筑後川沿いでは、様々な祭りや行事が行われ、季節の節目を飾る風物詩となっている。

筑後川下流では、夕陽に映える景観が多くの人々の心象風景となっており、上流の耳納連山の麓では、気象変化による様々な表情の山容を見ることができるなど、時間や気象の変化により趣き深い景観を見ることができる。

このように四季折々の景観、時間の変化や気象の変化による多彩で豊かな景観は、筑後川流域で共有できる重要な景観であり、「四季や時間の移ろいによる景観」として保全・継承していく。

方針5 緑の道でつながる景観の保全・形成

櫨並木、桜並木、ケヤキ並木など、特徴的な緑のある通りは、多くの人々に親しまれ、季節の折々に彩りのある景観を望むことができる。筑後川堤防道路等では、連続した緑と家並みが続く特徴のある沿道景観が形成され、地域の個性や魅力を創出している。

このような良好な景観が連続した道では、沿道の整備や屋外広告物等の規制誘導を進め、沿道の構成要素と道路空間が調和する景観形成を図る。

また、特徴のある道沿いの豊かな生け垣等の緑や櫨並木などは、流域内外の多くの人々に親しまれ、多くの人々を惹きつける地域の魅力となっていることから、花木を用いた沿道の修景にも積極的に取り組む。

第3章 景観形成基準

3.1 景観誘導の基本的考え方と届出対象行為

本計画では、景域ごとに定めた「一般基準」を基本に、景観形成基準を定めることにより、流域で行われている建築行為や開発行為等に対し、流域全体にわたって緩やかな景観誘導を実施し、調和の取れたまとまりある景観を形成する。

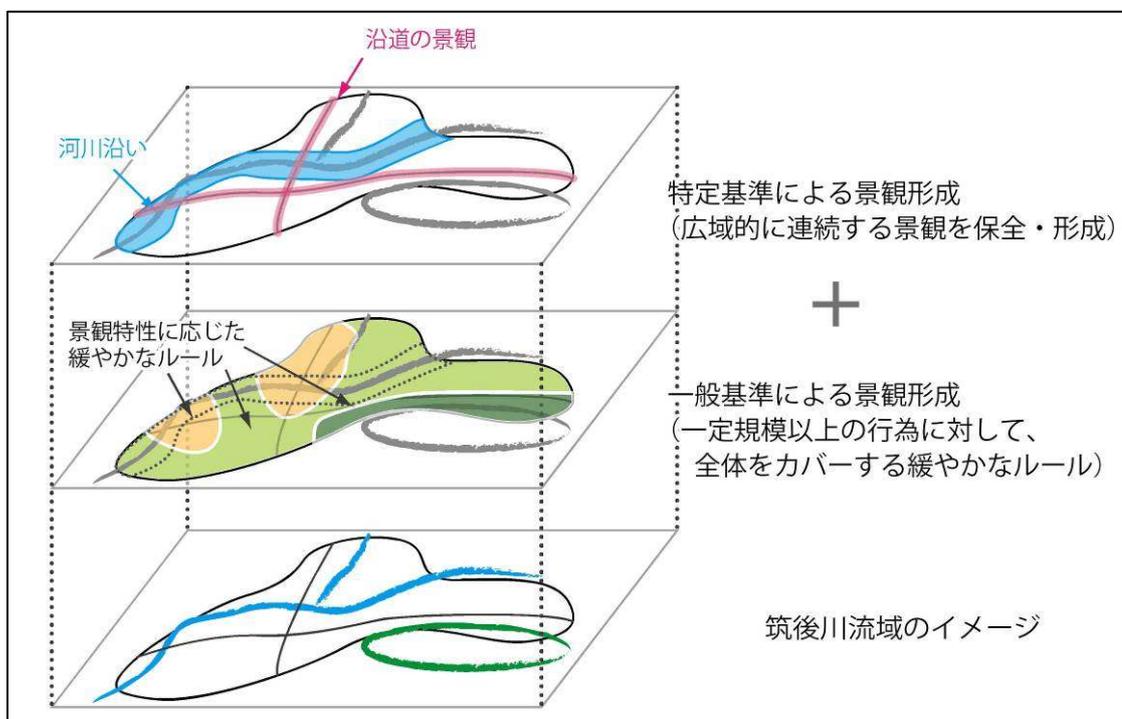
さらに、筑後川流域において、重要な景観である河川や沿道の景観を適切に保全するため、一定のエリアに対し、一般基準に上乘せする「特定基準」を定め、筑後川流域における特徴的な広域景観の保全を図る。

この2つの基準を柱に、広域的・連続的な景観形成を効果的に進めることを目指すものとする。

一般基準とは、同じような景観特性をもつ、6つの「景域」に区分された領域ごとに定める基準。面的に定めた景観誘導により、流域全体の景観の向上を図っていく。

特定基準とは、広域的に連続する景観を保全・形成するため、一般基準に加え、特徴を活かした良好な景観を誘導していくために定める基準。

■景観形成基準のイメージ



【届出が必要な行為】

本計画の対象区域内において、下表に掲げる行為を行う場合は、「景観法」及び「福岡県美しいまちづくり条例」に基づき、県知事に届出を行わなければならない。

■届出が必要な行為と対象規模

届出が必要な行為	対象規模
(1) 建築物の建築等	
新築、増築、改築若しくは移転	建築物の行為に係る部分の延床面積の合計が 1,000 m ² 以上（「店舗等」* ¹ は 500 m ² 以上）又は高さが 10m 以上のもの
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築物の延床面積の合計が 1,000 m ² 以上（「店舗等」* ¹ は 500 m ² 以上）又は高さが 10m 以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の 1/2 以上のもの
(2) 工作物* ² の建設等	
新築、増築、改築若しくは移転	行為に係る工作物の高さが 10m 以上のもの
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	工作物の高さが 10m 以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体の見付面積の 1/2 以上のもの
(3) 都市計画法に基づく開発行為	行為に係る土地の面積の合計が 3,000 m ² 以上のもの
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	行為に係る土地の面積の合計が 3,000 m ² 以上のもの
(5) 外観照明 夜間において一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明	<ul style="list-style-type: none"> ・延床面積が 1,000 m²以上（「店舗等」*¹は 500 m²以上）又は高さが 10m 以上の建築物の外観について行う照明 ・*²に掲げる工作物で高さが 10m 以上のものの外観について行う照明

*1 「店舗等」とは、店舗、飲食店、展示場、遊技場、劇場、映画館、演芸場又は観覧場をいう。

*2 対象となる「工作物」は次に挙げるもの。

- ・煙突、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ及び物見塔
- ・製造施設、貯蔵施設、遊戯施設及び自動車車庫

■届出等の対象外となる行為

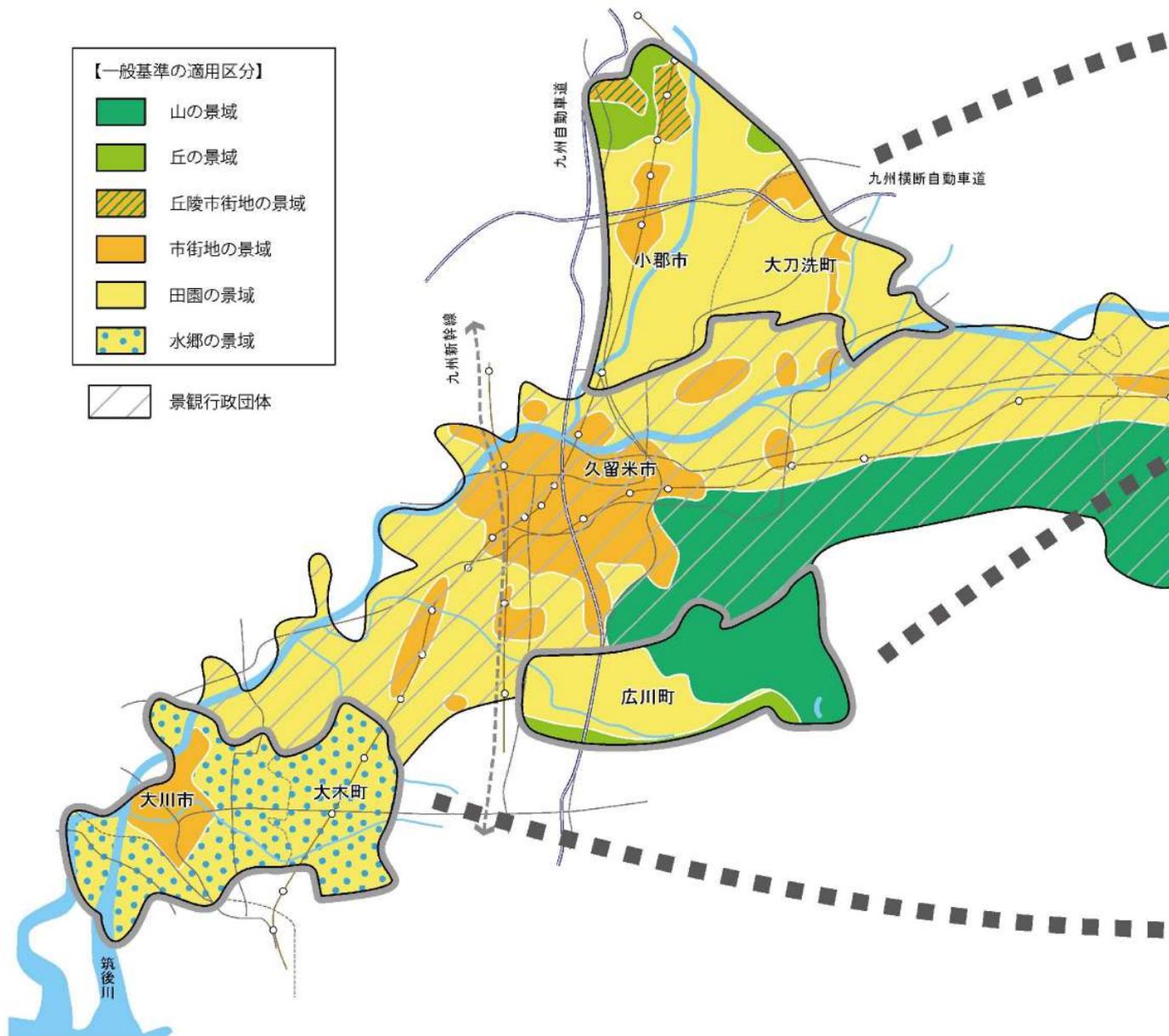
- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（景観法施行令第8条で定めるもの）
 - ・地下に設ける建築物又は工作物、仮設の工作物、法令等による義務の履行として行う行為等
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 景観重要公共施設の整備として行う行為
- 福岡県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置
- 文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区で行う行為

3.2 景観形成基準（一般基準と特定基準）

【景域の捉え方】

筑後川流域は、豊かな景観を色濃く残す地域である。それは、地形を素地に、自然に寄り添いながら自然と共に歴史の流れの中で、人々の営みが創り出してきたものであり、それを今、私たちが筑後川流域の特徴ある景観として見る事ができている。

このような景観を、下図の「筑後川流域の景域図」に示すとおり、同じ景観特性を持つ領域ごとに6つの景域に区分し、一般基準の適用を行う。また、広域的に連続する景観として、「主要な河川沿い」、「主要な沿道」、を対象に「特定基準」を付加する。

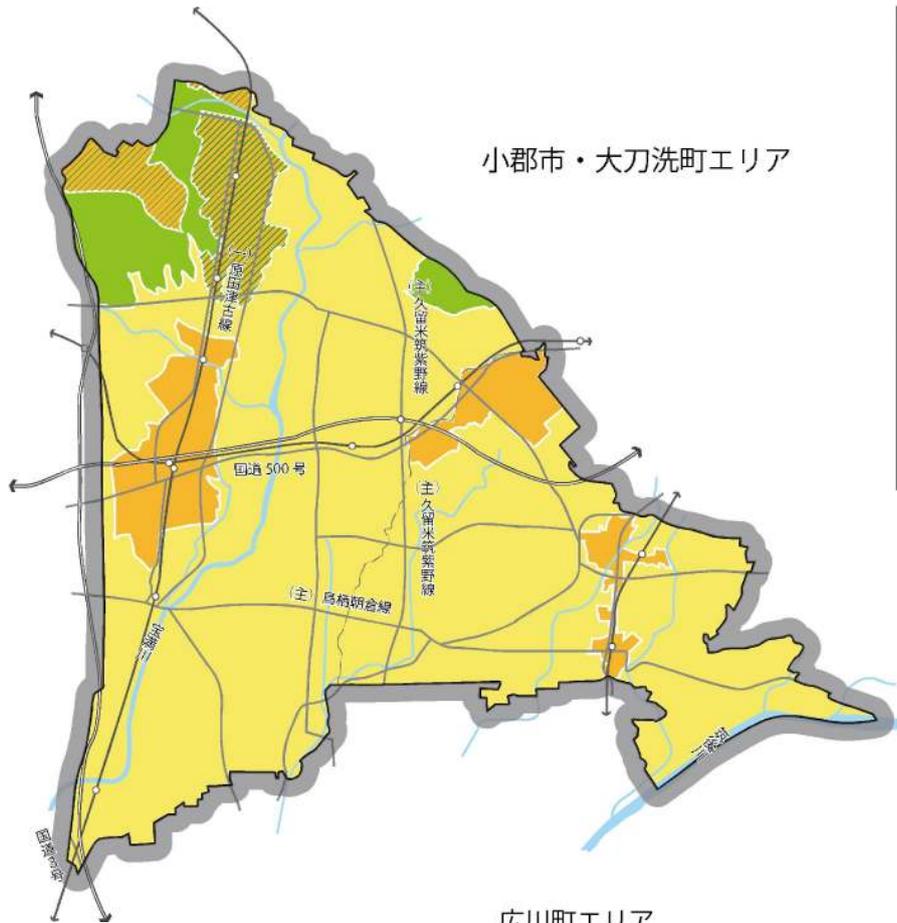


【一般基準の適用区分】

-  山の景域
-  丘の景域
-  丘陵市街地の景域
-  市街地の景域
-  田園の景域
-  水郷の景域

 景観行政団体

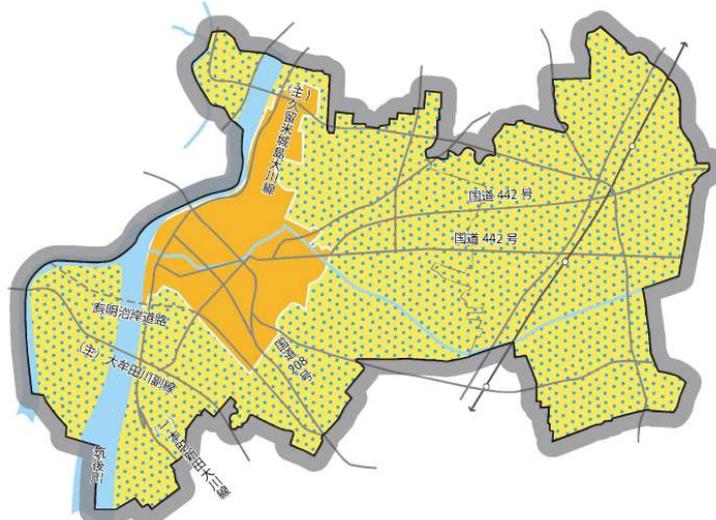
小郡市・大刀洗町エリア



廣川町エリア



大川市・大木町エリア

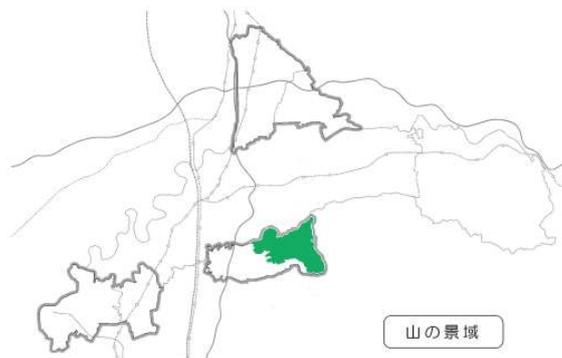


うきは市



【一般基準】

1) 山の景域

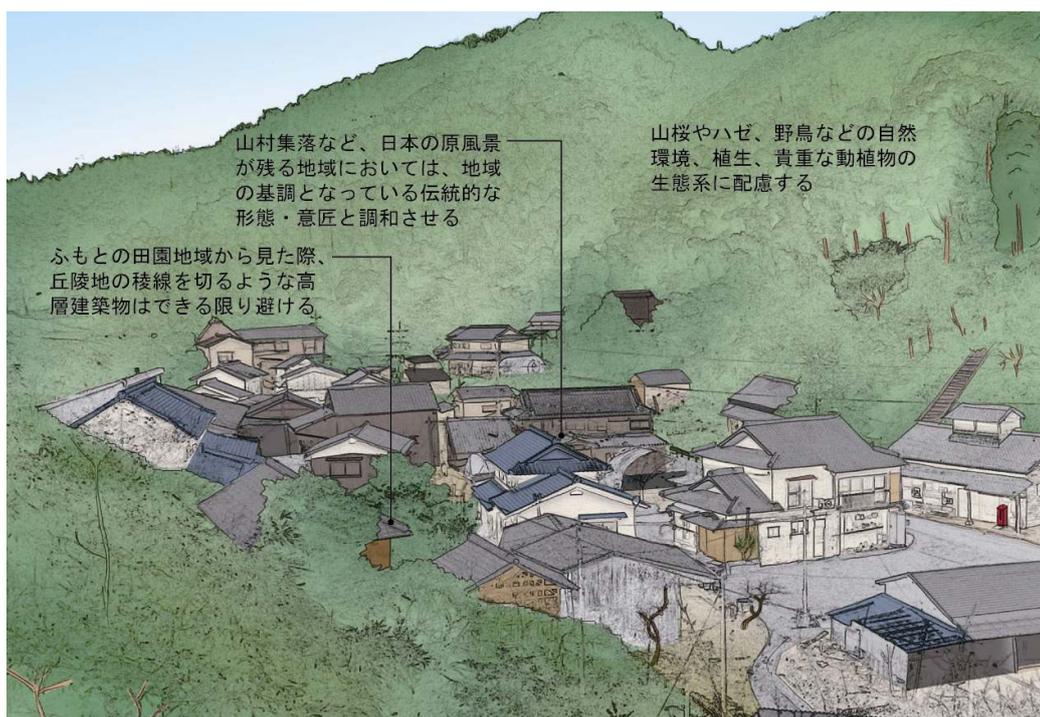


(1) 考え方

筑後川中流域において、田園地域から常に背景の緑として見られる対象となる景域であり、樹林地の保全を図るとともに、山間での静かな暮らしと調和した景観の保全を図る。

また、急峻な地形の中で見られる段畑や茶畑、山間集落からなる景観は、山間の暮らしや営みとともに形づくられてきた地域固有の営みの景観として、保全を図る。

新たな開発の際には、豊かな自然環境に与える影響を最小限となるよう配慮を求め、既存の樹林をできる限り残し、地形に沿ったものとなるよう誘導する。



(2) 「山の景域」の景観形成基準

山の景域		景観形成基準
建築物・ 工作物	配置	<input type="checkbox"/> 周辺の環境や地形等に十分配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 段畑や河川沿いの自然景観を阻害しない配置とする。
	形態・ 意匠・ 色彩	周辺との 調和 <input type="checkbox"/> 段畑や山村集落など、日本の原風景が残る地域においては、地域の基調となっている伝統的な形態・意匠と調和させる。
		色彩 <input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。
	外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、敷地境界部では、できる限り多くの樹木や花壇等による植栽を施す。
開発行為・ 土地の形 質の変更 等	周辺への配慮	<input type="checkbox"/> 自然環境、植生、貴重な動植物の生態系に配慮する。
	造成等	<input type="checkbox"/> 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。
外観照明・ 屋外照明	照度の抑制	<input type="checkbox"/> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。
	点滅照明	<input type="checkbox"/> 点滅照明は設置しない。
	照明器具	<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。

2) 丘の景域

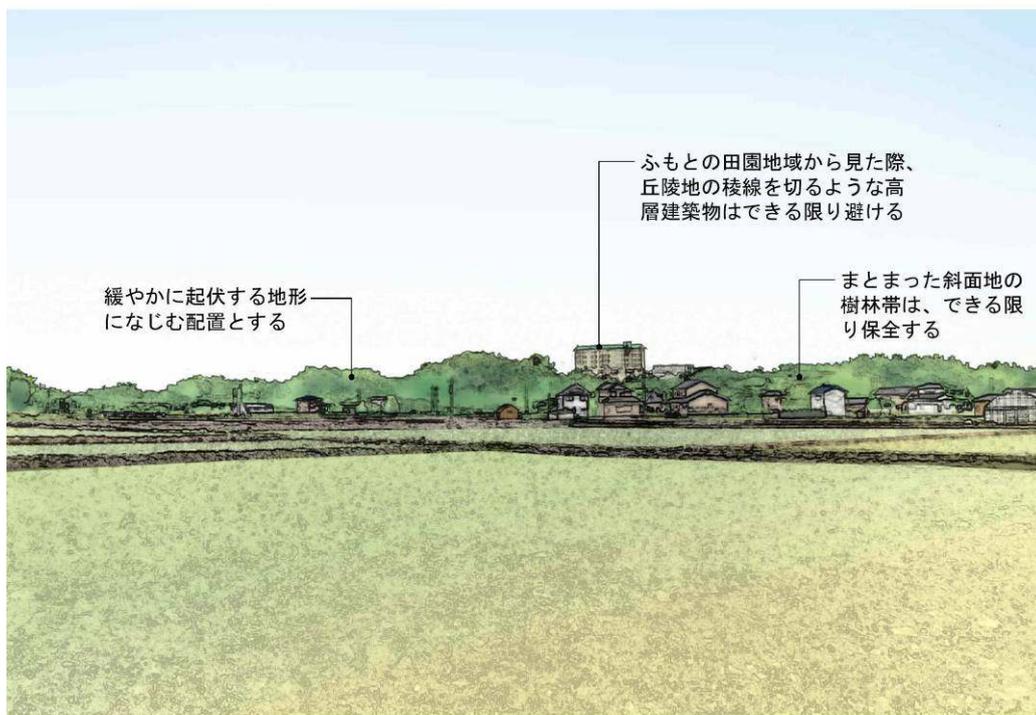


(1) 考え方

緩やかな起伏の地形に豊かな緑が映える丘陵地では、ふもとに広がる田園地域に変化を与える景観であるとともに、果樹園や茶畑等が広がる人々の営みとともに形成された特徴ある緑の景観となっている。

地形に沿った緑豊かな景観として、樹林地等の適切な維持・管理を行うとともに、果樹園や茶畑等における継続的な生業環境を保全し、緑と調和した建築行為や開発行為を誘導することにより、市街地や田園の背景として見られる美しい丘の景観を保全する。

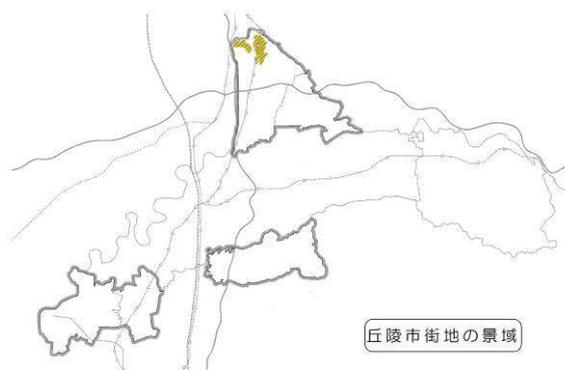
新たな開発の際には、既存の樹林をできる限り残し、無秩序な開発は避け、地形に沿ったものとなるよう配慮を求める。



(2)「丘の景域」の景観形成基準

丘の景域		景観形成基準	
建築物・ 工作物	配置	□緩やかに起伏する地形になじむ配置とする。	
	形態・ 意匠・ 色彩	周辺との 調和	□ふもとの田園地域から見た際、丘陵地の稜線を切るような高層建築物はできる限り避け、勾配屋根を設置するなど、周囲の山並みとなじむ形態・意匠とする。
		圧迫感の 軽減	□大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。
		設備類	□建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。
	色彩	□周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 □色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とし、茶系、無彩色等背景の緑に溶け込む色彩を推奨する。	
	外構・緑化等	□自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、敷地境界部（特に斜面側）では、できる限り多くの樹木や花壇等による植栽を施す。	
開発行為・ 土地の形質 の変更等	造成等	□既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 □面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。	
	既存樹木・樹林等の 保全	□まとまった斜面地の樹林帯は、できる限り保全する。	
外観照明・ 屋外照明	照度の抑制	□良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	
	点滅照明	□点滅照明は設置しない。	
	照明器具	□派手な照明器具は設置しない。	

3) 丘陵市街地の景域



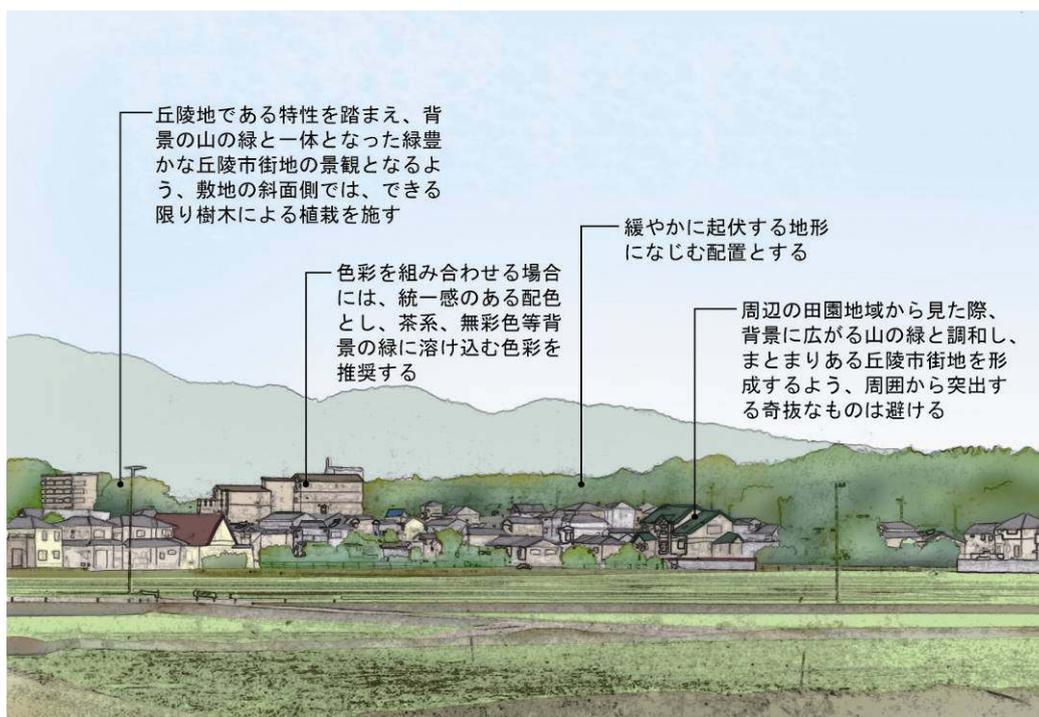
丘陵市街地の景域

(1) 考え方

丘陵地に広がる市街地は、周囲の田園地域から背景の山並みや緑とともに、群として見られる特徴ある景観となっている。地理的特性から起伏の変化に伴い重なり合う建物群として見られることから、背景の緑と調和した市街地景観の形成を図る。

主に中低層建築物からなるまとまりある市街地景観が形成されていることから、周囲から突出する高層建築物や大規模な壁面を生じる大規模建築物では、背景の緑に溶け込む形態や色彩への配慮を求め、丘陵市街地の景観への影響を最小限とするよう配慮を求める。

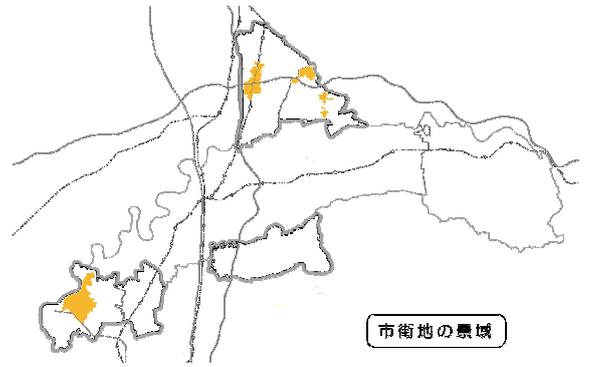
また、開発行為等に伴って生じる法面や擁壁への適切な処理および修景を誘導し、周囲の自然との調和を誘導する。



(2)「丘陵市街地の景域」の景観形成基準

丘陵市街地の景域		景観形成基準	
建築物・ 工作物	配置	□緩やかに起伏する地形になじむ配置とする。	
	形態・意匠・色彩	周辺との調和	□周辺の田園地域から見た際、背景に広がる山の緑と調和し、まとまりある丘陵市街地を形成するよう、周囲から突出する奇抜なものは避ける。
		圧迫感の軽減	□大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。
		設備類	□建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。
	色彩	□周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 □色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とし、茶系、無彩色等背景の緑に溶け込む色彩を推奨する。	
	外構・緑化等	□道路との境界部に垣・さく等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生け垣や緑化フェンスとする。垣・さく等を設置しない場合には、道路境界部に、できるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。 □丘陵地である特性を踏まえ、背景の山の緑と一体となった緑豊かな丘陵市街地の景観となるよう、敷地の斜面側では、できる限り樹木による植栽を施す。	
開発行為・土地の形質の変更等	造成等	□既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 □面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。	

4) 市街地の景域



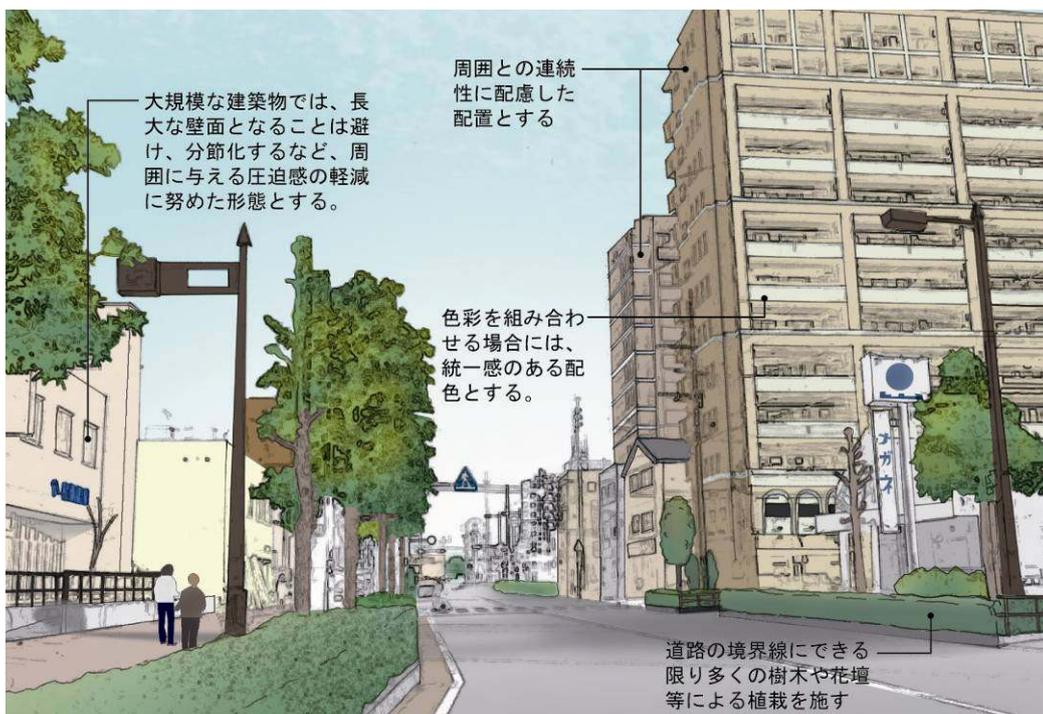
(1) 考え方

筑後川流域において、それぞれのまちの中心を担っている市街地である。まちとしての活力やにぎわいを創り出す場所であるとともに、周囲の恵まれた自然とも調和した市街地景観を形成することが、筑後川流域における地域の特性を活かした市街地景観の形成につながることから、全体として調和の取れたまとまりある市街地景観の形成を誘導する。

中低層建築物からなる市街地では、高層建築物の立地は必然的に周囲よりも突出した印象を与えることになる。また、大規模建築物は人が目にする外観が広く、周囲の景観に与える影響が大きい。これらを踏まえ、周囲の景観に与える影響が大きくなる建築物では、質の高いデザインを心がけるとともに、その影響を最小限となるよう配慮を求めていく。

市街地の骨格を成す幹線道路では、交通利便性から様々な土地利用がなされ、沿道の景観を形成していく。沿道型商業施設が集積する場合には、煩雑な景観とならないよう配慮を求め、通り全体としてまとまりある景観形成を誘導する。

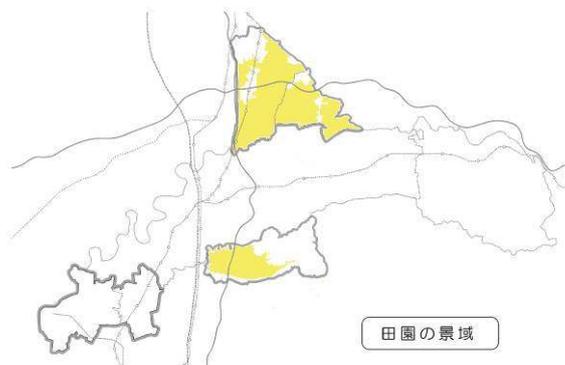
まちの中心的な役割を担う商業系市街地では、にぎわいと魅力ある市街地景観の形成を目指し、歩いている人に楽しさを感じさせる演出等による景観形成を誘導する。



(2)「市街地の景域」の景観形成基準

市街地の景域		景観形成基準
建築物・ 工作物	配置	<input type="checkbox"/> 地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 周囲との連続性に配慮した配置とする。
	形態・意匠・色彩	<input type="checkbox"/> 商業系市街地では、多くの人々が集い賑わう場所の特性を踏まえ、周辺の建物との連続性や、歩道や街路樹等の歩行空間と調和した形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 住居系市街地では、周囲から突出する奇抜なものは避ける。 <input type="checkbox"/> 歴史的な町並みを有する地区では、地区の特性に沿った形態・意匠とする。
	圧迫感の軽減	<input type="checkbox"/> 大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。
	設備類	<input type="checkbox"/> 建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。
	色彩	<input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 <input type="checkbox"/> 色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。
	外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 道路との境界部に垣・さく等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生け垣や緑化フェンスとする。垣・さく等を設置しない場合には、道路境界部に、できるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。

5) 田園の景域

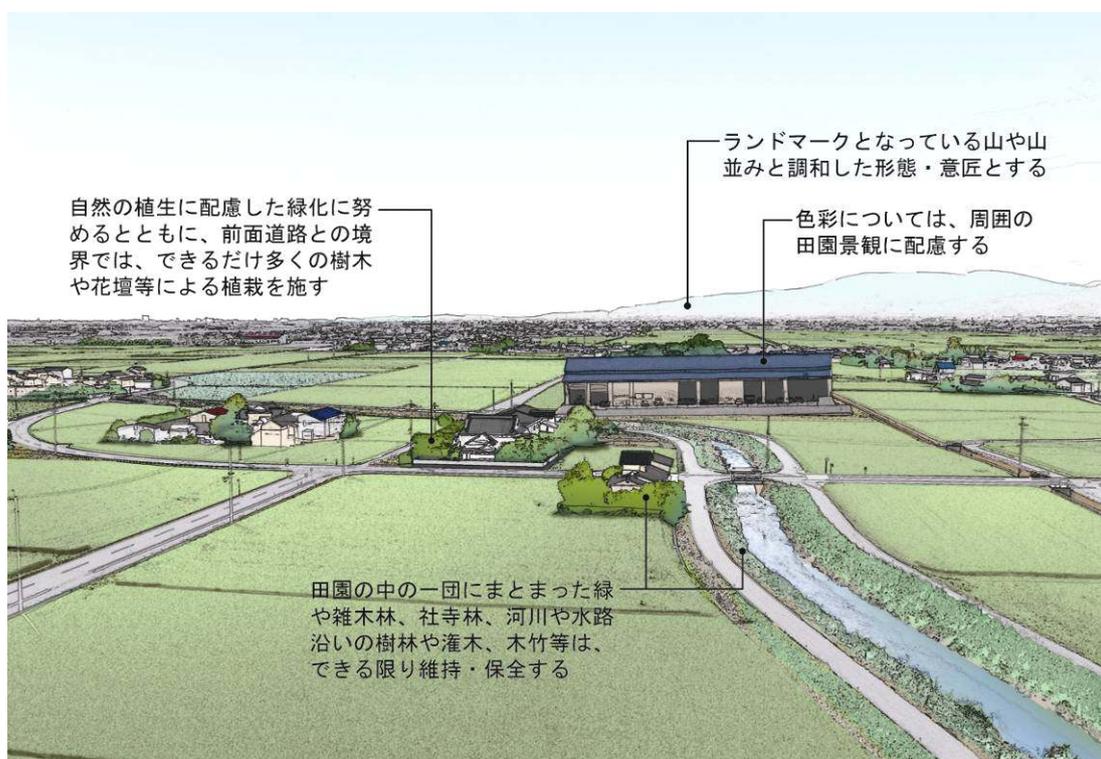


(1) 考え方

筑後川流域の景観を特徴づけている景観のひとつである広がりのある美しい田園景観は、人々の営みとともにある生業景観である。重要な景観要素である優良な田園は積極的に保全するとともに、農地と中低層建築物からなる集落、屋敷林や鎮守の森として大事にされる社寺林、河川や水路からなる田園景観は、将来にわたり変わらない景観として、適切に保全を図る。

また、中流域では、広がりのある田園の背景には、特徴的な耳納連山の山並みや花立山等が見られ、特徴ある景観となっている。このように背景となる山や山並みへの景観を阻害せず、これらと調和した景観の保全を図る。

土地利用規制の異なる田園地域が広がっていることを踏まえ、新たな宅地開発等に対して周囲の田園景観との調和を図るよう誘導するとともに、今ある田園景観への影響を最小限に抑えるよう配慮を求め、まとまりと広がりのある美しく穏やかな田園景観の保全に向けた景観の変化に対する配慮を求める。



(2)「田園の景域」の景観形成基準

田園の景域		景観形成基準	
建築物・ 工作物	配置	<input type="checkbox"/> 地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 街道筋の宿場町等の歴史を有する地区では、周囲との連続性に配慮した配置とする。	
	形態・意匠・色彩	周辺との調和	<input type="checkbox"/> 周辺の景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 <input type="checkbox"/> 街道筋の宿場町等の歴史を有する地区では、地区の特性に沿った形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> ランドマークとなっている山や山並みと調和した形態・意匠とする。
		圧迫感の軽減	<input type="checkbox"/> 大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。
	設備類	<input type="checkbox"/> 建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。	
	色彩	<input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 <input type="checkbox"/> 色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。	
外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、前面道路との境界では、できるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。		
開発行為・ 土地の形質 の変更等	造成等	<input type="checkbox"/> 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。	
	既存樹木・樹林等の 保全	<input type="checkbox"/> 田園の中の一団にまとまった緑や雑木林、社寺林、河川や水路沿いの樹林や灌木、木竹等は、できる限り維持・保全する。	
外観照明・ 屋外照明	照度の抑制	<input type="checkbox"/> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	
	点滅照明	<input type="checkbox"/> 点滅照明は設置しない。	
	照明器具	<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。	

6) 水郷の景域

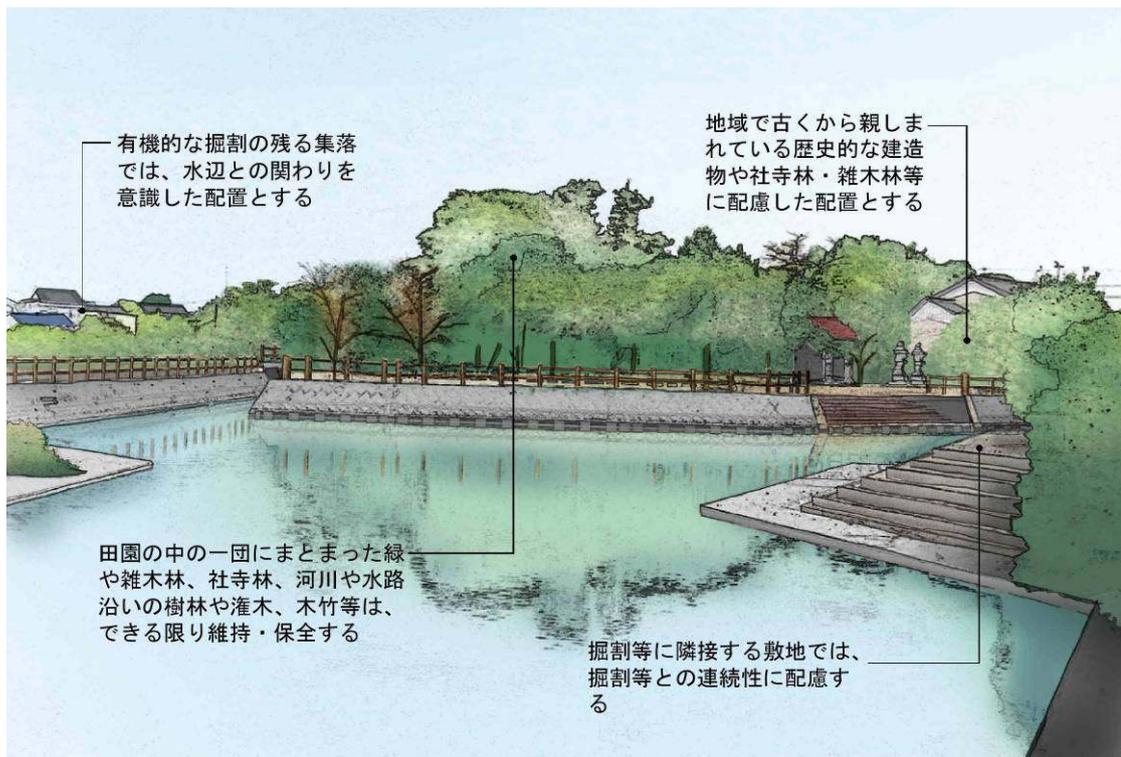


(1) 考え方

筑後川下流域の田園地域は、日本一の干満の差をもつ有明海の影響から、広大な平野に水を溜め、農業用水や生活用水として、また水害防止の役割からも網の目のように水路が広がり、掘割（クレーク）と農地、集落からなる水郷田園風景が特徴的な景観として見られる。

現在では、有機的な掘割は減り、基盤整備に伴い幹線水路とその形は変わってきているものの、張り巡らされた水路と田園、集落からなる景観は、自然に寄り添い生きてきた下流域の田園地域における固有の生活文化とともにある景観として、後世に継承していくものである。

水辺環境の保全を行うとともに、今ある水郷景観への影響を最小限に抑えるよう配慮を求め、中低層建築物と田園、水辺が調和した美しく穏やかな水郷景観の保全に向けた配慮を求める。



(2)「水郷の景域」の景観形成基準

水郷の景域		景観形成基準	
建築物・ 工作物	配置	<input type="checkbox"/> 地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 有機的な掘割（クリーク）の残る集落では、水辺との関わりを意識した配置とする。	
	形態・意匠・色彩	周辺との調和	<input type="checkbox"/> 周辺の景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 <input type="checkbox"/> 有機的な掘割の残る集落では、伝統的な佇まいを模範に、掘割が創り出している田園景観を損なわない形態・意匠とする。
		圧迫感の軽減	<input type="checkbox"/> 大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。
	設備類	<input type="checkbox"/> 建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。	
	色彩	<input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 <input type="checkbox"/> 色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。	
外構・緑化等		<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、前面道路との境界では、できるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。 <input type="checkbox"/> 掘割等に隣接する敷地では、掘割等との連続性に配慮する。	
開発行為・ 土地の形質 の変更等	造成等	<input type="checkbox"/> 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。	
	既存樹木・樹林等の保全	<input type="checkbox"/> 田園の中の一団にまとまった緑や雑木林、社寺林、河川や水路沿いの樹林や灌木、木竹等は、できる限り維持・保全する。	
外観照明・ 屋外照明	照度の抑制	<input type="checkbox"/> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする	
	点滅照明	<input type="checkbox"/> 点滅照明は設置しない。	
	照明器具	<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。	

【特定基準】

1) 河川景観保全ゾーン

(1) 考え方

筑後川流域の景観を特徴づける重要な景観要素である筑後川、宝満川を中心とした河川沿いの景観は、ふるさとの景観として長く親しまれている地域固有の景観である。

河川沿いの区域は、住民が散策を楽しむ貴重で身近な水辺空間である。周辺では市街地や田園など、個々の景域の特性を踏まえつつ、上流から下流まで連続する河川景観として、河川沿いからの見え方に配慮を求め、心地よい潤いある空間の保全と、周囲の景観との調和を図る。



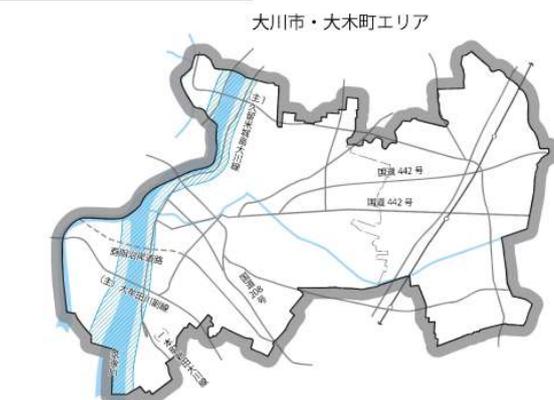
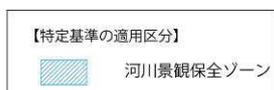
筑後川沿いの景観



宝満川沿いの景観

【区域】

- ・ 筑後川および宝満川沿いの両岸から 200mの範囲
(大川市・小郡市・大刀洗町)



大川市・大木町エリア

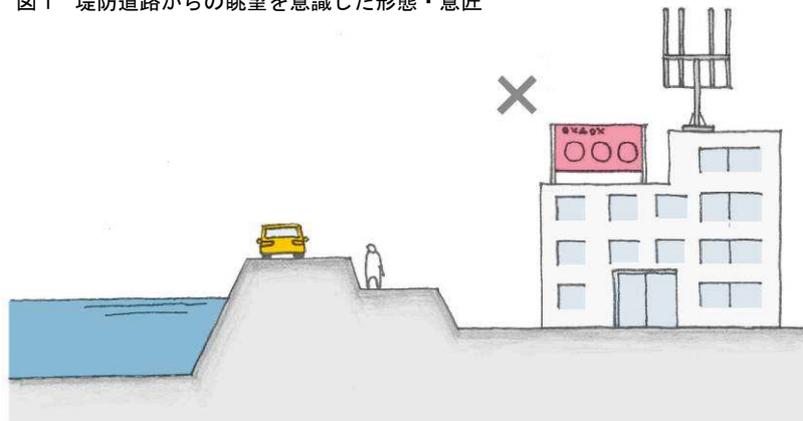


小郡市・大刀洗町エリア

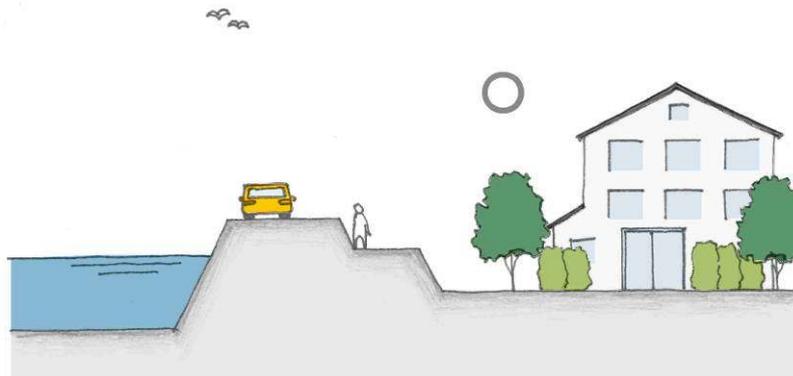
(2) 「河川景観保全ゾーン（筑後川・宝満川）」の景観形成基準

河川景観保全ゾーン		景観形成基準	
建築物・工作物	形態・意匠	連続性への配慮	□堤防等から俯瞰されることを踏まえ、周辺と調和するよう屋根の形状を工夫し、連続する河川景観の形成に配慮する。・・・図1
		設備類	□屋上に設備・工作物等を設置する場合には、周囲から目立たないよう配慮し、必要に応じて目隠し等の処理を行う。・・・図1
開発行為・土地の形質の変更等		周辺環境	□十分に事前調査を行い、動植物の生息環境等の水辺環境に配慮する。
		土石類の採取	□土石類の採取により、道路等の公共空間から見て地肌があらわにならないものとする。
		物件の堆積	□資材などを堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生け垣等の目隠しによる修景を行う。

図1 堤防道路からの眺望を意識した形態・意匠



・屋上に設備・工作物等を設置する場合は、周囲から目立たないよう配慮する。



・周辺と調和するよう屋根の形状を工夫し、連続する河川景観の形成に配慮する。

2) 沿道景観保全ゾーン

(1) 考え方

筑後川流域の景観を特徴づける重要な景観要素である耳納連山への眺めや広がりのある田園景観、市街地の賑わいを感じさせる景観は、多くの人々が移動する道路沿いでの景観形成のあり方が大きく影響する。

道路は単に交通のためのスペースだけではなく、河川と同様にオープンスペースとしての空間特性を持っており、そこを通る際の周囲の見え方により、地域の景観の印象に与える影響は大きい。

そこで、流域内を結ぶ主要な幹線道路の沿道では、広がりのある田園景観や山並みへの眺めを保全するとともに、市街地における沿道の連続するまちなみの形成を図る重要な景観として、個々の景域の特性を踏まえつつ、連続する沿道景観として、道路からの見え方に配慮を求め、心地よい潤いある空間の保全と、周囲の景観との調和を図る。



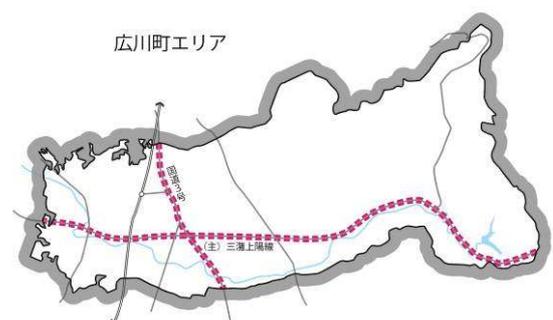
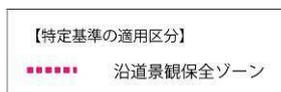
国道 442 号沿いの景観



主要地方道久留米筑紫野線沿いの景観

【区域】

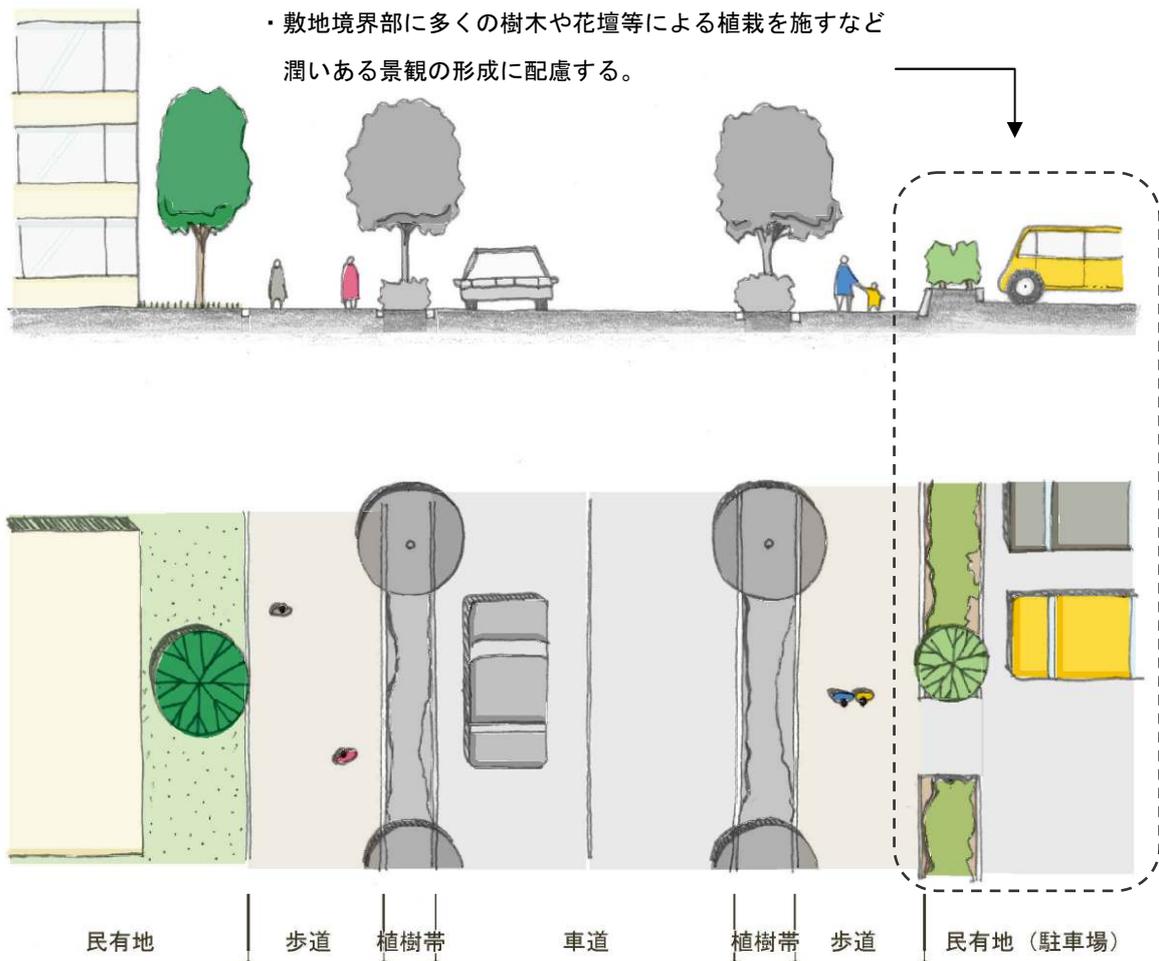
- ・ 主要な幹線道路端から沿道 30m の範囲 (対象となる路線)
- ・ 国道 3 号
- ・ 国道 208 号
- ・ 国道 442 号
- ・ 主要地方道久留米筑紫野線
- ・ 主要地方道大牟田川副線
- ・ 主要地方道三潁上陽線



(2) 「沿道景観保全ゾーン」の景観形成基準

沿道景観保全ゾーン			景観形成基準
建築物・工作物	形態・意匠	連続性への配慮	□建築物・工作物の道路からの見え方や通りとしての連続性に留意し、奇抜なものは避け、周辺と調和した形態・意匠とする。
開発行為・土地の形質の変更等	緑化		□道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。

図1 道路沿いの緑化



【環境色彩基準】

1) 基本的考え方

- 行為の場所の景観特性に十分配慮し、周辺の建物、自然環境と調和する色彩とする。
- 原色の色彩や高彩度の色彩は避け、川辺や樹木の緑、土や石などの自然の色と馴染みやすい、暖色系で低彩度の色彩を基本とする。
- 群としての統一感のある地区においては、その統一感の中で行われる個性創出のための色彩表現（アクセント）は認める。

2) 環境色彩基準（案）

①建築物

日本工業規格（JIS）に採用されているマンセル表色系による。

景域	部位	色相	明度	彩度
山	外壁基調色	7.5R~2.5Y	7.5 以下	4.0 以下
		無彩色（N）	7.5 以下	
		上記以外の色相	7.5 以下	2.0 以下
	屋根色	2.5GY~7.5BG	7.5 以下	4.0 以下
		無彩色（N）	7.5 以下	
		上記以外の色相	5.0 以下	2.0 以下
丘、丘陵市街地、 田園、水郷	外壁基調色	有彩色	—	4.0 以下
		無彩色（N）	—	
	屋根色	有彩色	7.5 以下	4.0 以下
		無彩色（N）	7.5 以下	
市街地	外壁基調色	有彩色	—	6.0 以下
		無彩色（N）	—	
	屋根色	有彩色	—	4.0 以下
		無彩色（N）	—	

※外壁各面の 4/5 は、基調色の基準に適合した色彩とする。

②工作物

日本工業規格（JIS）に採用されているマンセル表色系による。

景域	色相	明度	彩度
山	全て	7.5 以下	4.0 以下
丘、田園、水郷、丘陵市街地、市街地	全て	—	4.0 以下

3) 適用除外

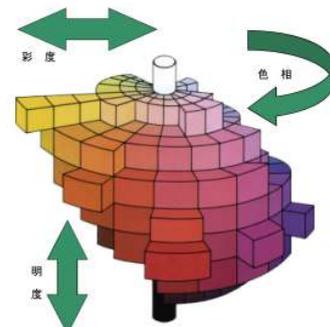
- 計画的に開発される区域において、地域の特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合
- 自然石や土・木材など地域固有の自然素材や伝統的素材（瓦等）が使用される場合
- 橋梁等で地域住民から親しまれ、地域イメージの核となっており、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの
- 工作物について、他の法令等で色彩が定められているもの
- 地域の拠点となる公共施設で、公開審査等を経て、周辺環境と調和がとれたデザインと認められたもの

◆マンセル表色系とは

一般的に色彩は、赤や青、黄などの色名で表しますが、色名の捉え方には個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。このため、筑後川流域景観計画では、JIS（日本工業規格）などにも採用されている国際的な色彩の尺度である「マンセル表色系」を採用しています。

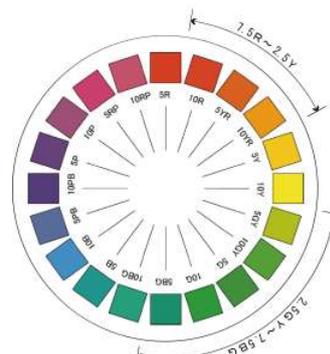
「マンセル表色系」では、色彩を「色相」「明度」「彩度」の3つの尺度を組み合わせて表します。

- 色相**は、いろあいを表します。10種の基本色、赤（R）、橙（YR）、黄（Y）、黄緑（GY）、緑（G）、青緑（BG）、青（B）、青紫（PB）、紫（P）、赤紫（RP）を表し、さらにそれを10等分します。10色相のアルファベットとそれぞれの段階の数字によって、5Rや5Yなどのように表記します。



(参考1) マンセル色立体

- 明度**は、明るさの度合いを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり、10に近くなります。



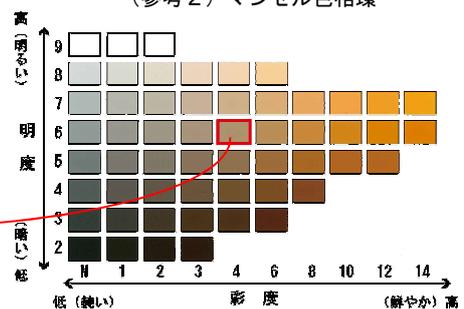
(参考2) マンセル色相環

- 彩度**は、鮮やかさの度合いを0から16程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、黒、グレー、白などの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色ほど数値が大きく、赤の原色の彩度は16程度です。

●マンセル値

色彩の3属性を組み合わせて表記する記号で、下記のように読みます。

5YR 6 / 4
5ワイアール 6 の 4
(色相) (明度) (彩度)

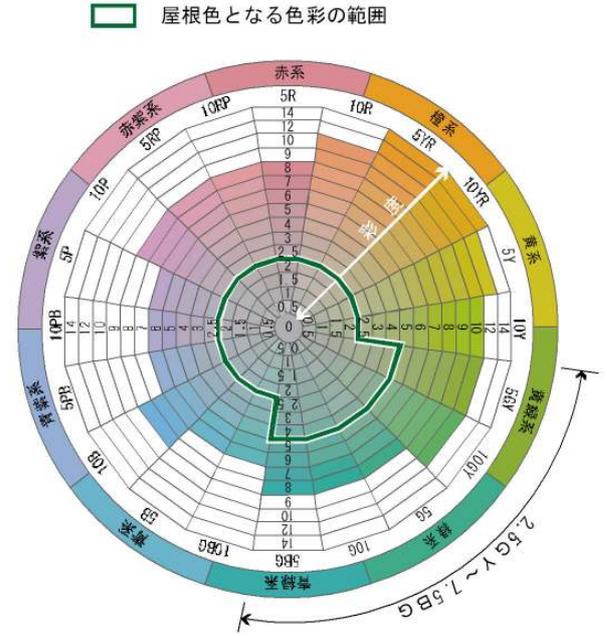
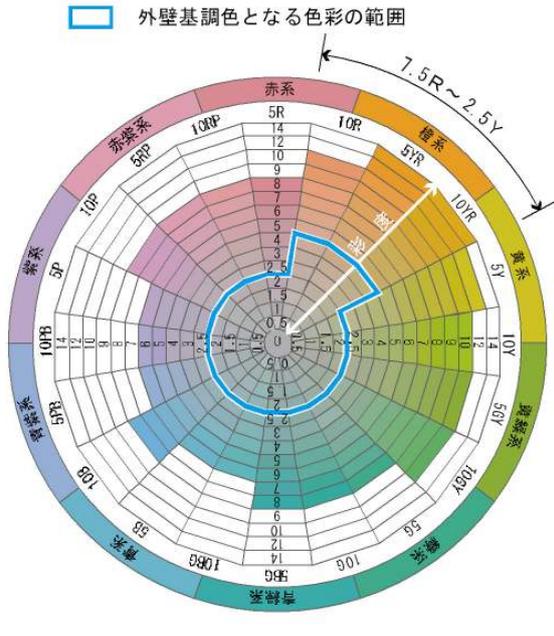


(参考3) マンセル色標

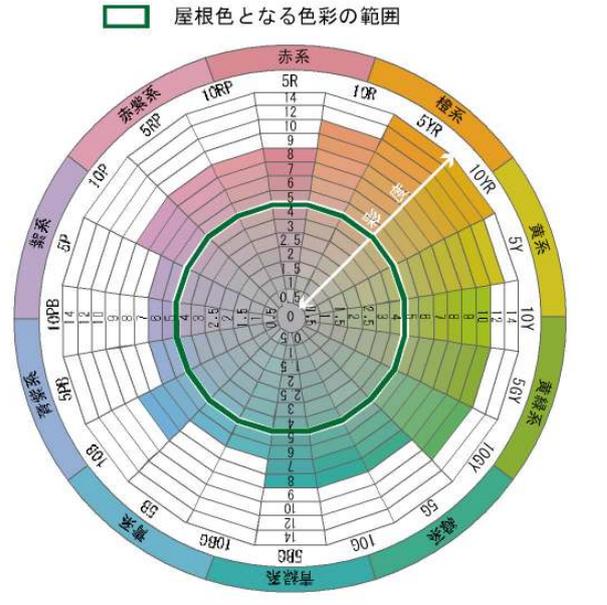
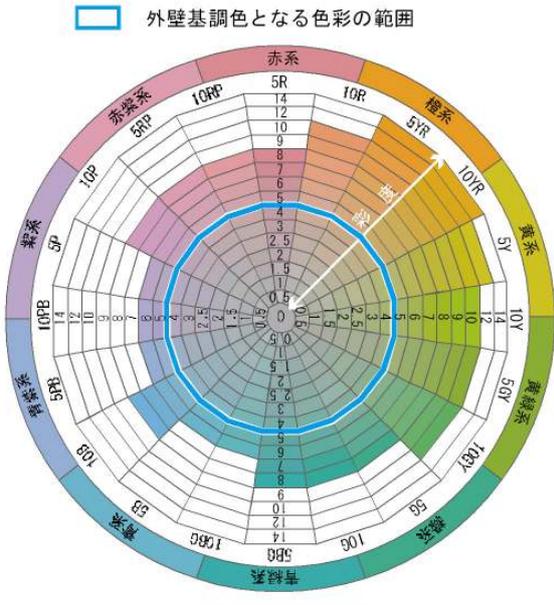
参考…建築物の色彩基準のイメージ

注) ここで使用している色相環は、明度7を基準としている。

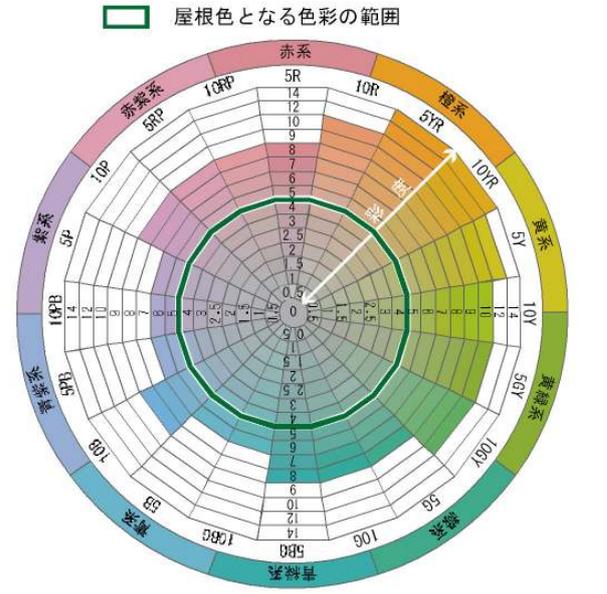
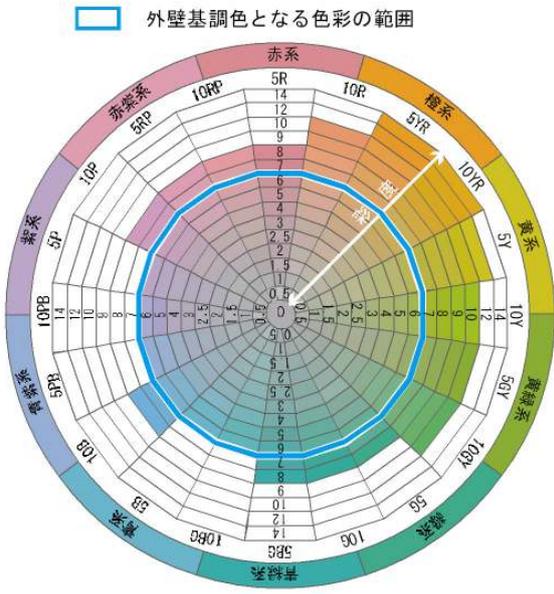
山の景域



丘・丘陵地街地・田園・水郷の景域



市街地の景域



第4章 協働して守り育てる景観の保全・整備

4.1 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針

筑後川流域には、『筑後川流域景観テーマ協定』において示されているとおり、流域の景観を特徴づける多様な景観資源が分布しており、地域の人々に大切に保全されている。

そこで、これらを流域の景観を語る上で重要な景観資源として、適切に保全し、後世に継承していくため、以下の方針に基づき、景観法に基づく景観重要建造物又は景観重要樹木の指定を行う。

1) 指定の方針

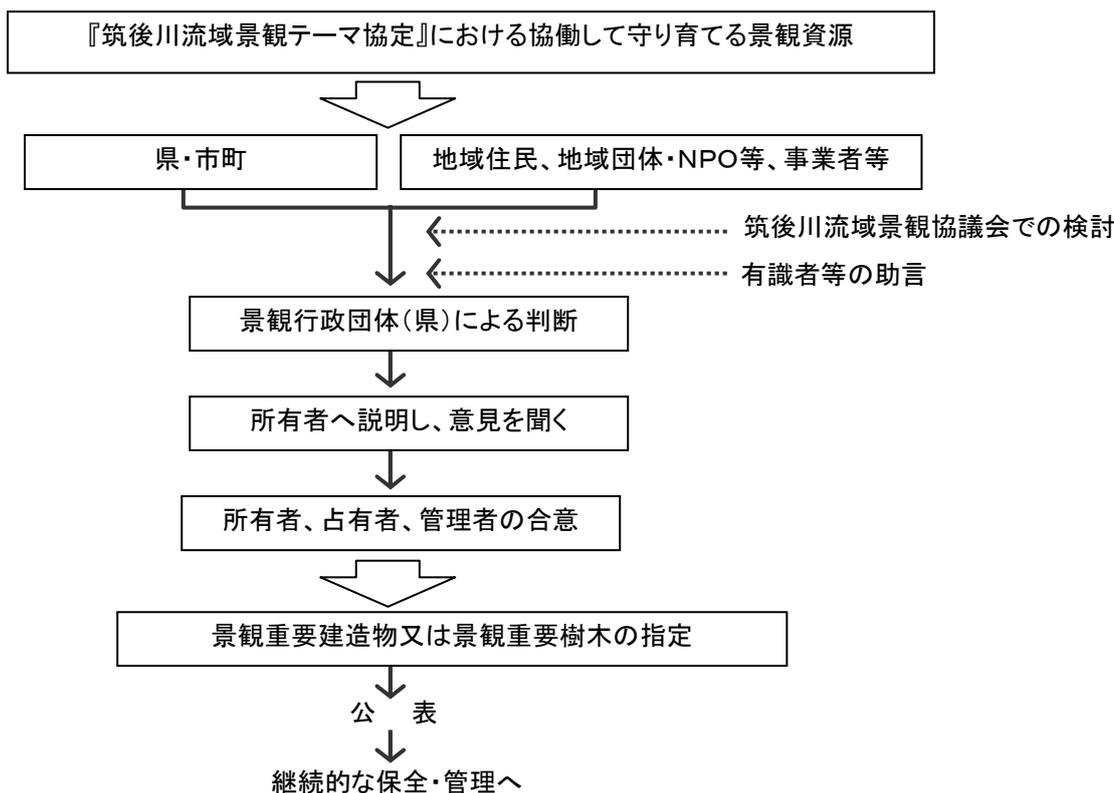
筑後川流域の歴史、文化、自然等からみて、地域固有の歴史を語る建造物や樹木、伝統的工法を今に伝える建造物、治水・利水とのつながりや地域の歴史・文化を今に伝える人々に親しまれている建造物・樹木などが数多く存在している。

このような流域の景観を語る上で重要な建造物や樹木について、以下の①～③のいずれかに該当するものについて、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定を行う。

- ① 筑後川流域の歴史、文化、自然等とともにある景観を特徴づけているもの
- ② 地域の歴史や生活文化を今に伝える景観上の価値を有するもの（登録文化財、市町指定文化財を含む）
- ③ 長い時間をかけて、地域住民が大切に保全に取り組み、活用されているもの

2) 指定までの流れ

指定の方針に基づき、以下の手続きにより指定を行う。



4.2 広域的な景観形成に重要な公共施設（景観重要公共施設）

1) 指定の方針

道路、河川、公園等の公共施設は、流域の内外を問わず多くの人々が利用する空間であるとともに、地域の景観に対して与える影響も大きい。そのため、筑後川流域にある公共施設の内、次のような広域的かつ重要な施設については、景観法に基づく「景観重要公共施設」として指定する。また、周辺の土地利用や景観との調和を図り、施設周辺を含めた良好な景観形成を誘導する。

○広域景観の骨格をなしている河川

○流域内外をつなぐ主な道路

○街道など道を活かしたまちづくりにおいて重要な役割を担う道路

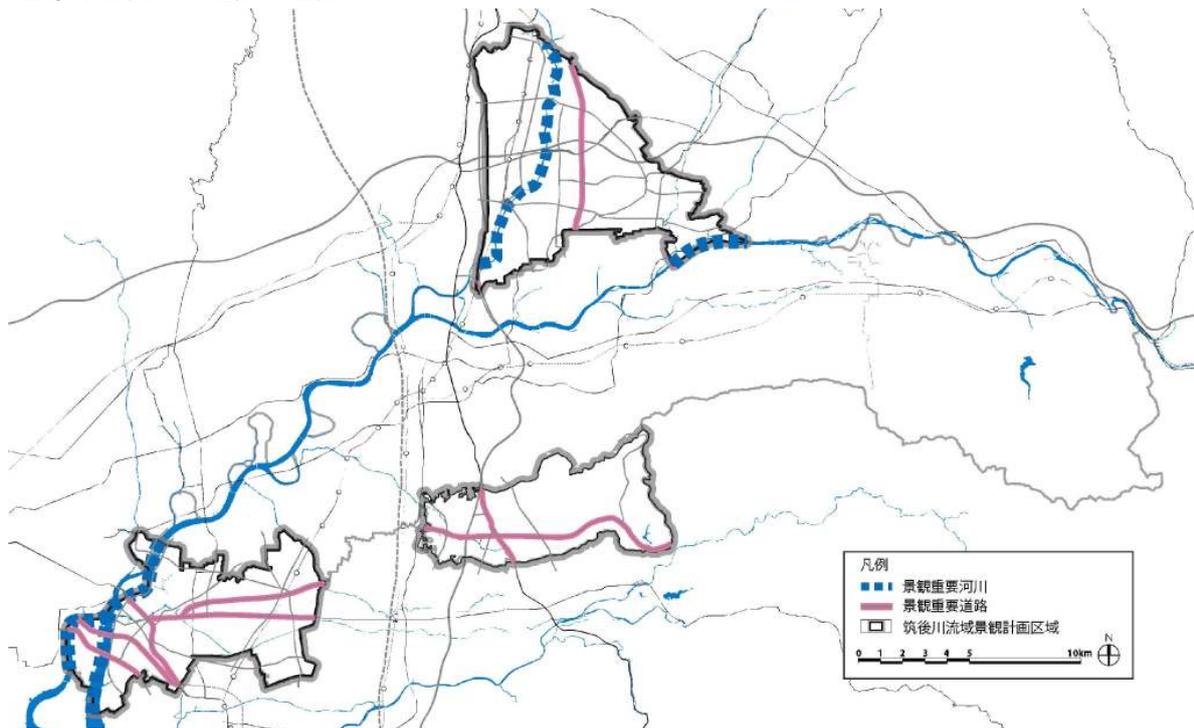
2) 対象施設

対象となる景観重要公共施設は、以下の通りとする。

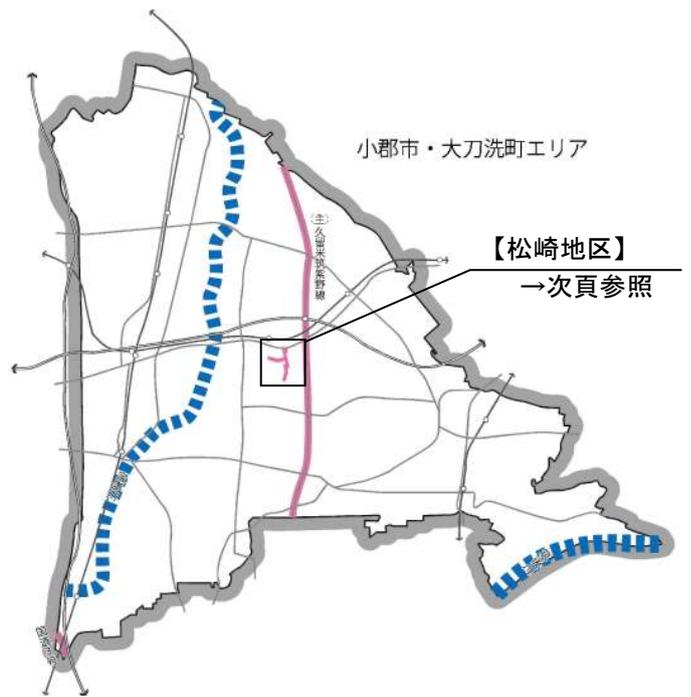
分類	施設名・路線名	管理者	該当地域
河川	筑後川	国	大川市、大刀洗町
	宝満川	国・福岡県	小郡市
道路 (広域)	国道3号	国	小郡市、広川町
	国道208号	//	大川市
	国道442号	福岡県	大川市、大木町
	(主)久留米筑紫野線	//	小郡市、大刀洗
	(主)大牟田川副線	//	大川市
	(主)三潨上陽線	//	広川町
道路 (景観醸成 モデル地区)	市道中ノ船津上町市場線	大川市	大川市
	市道矩手上町市場線	//	//
	市道庄分町津村口線	//	//
	市道浦町中ノ船津線	//	//
	市道30号	小郡市	小郡市
	市道4020号	//	//
	市道4028号	//	//
	市道4052号	//	//

(主)：主要地方道

■ 景観重要公共施設の位置



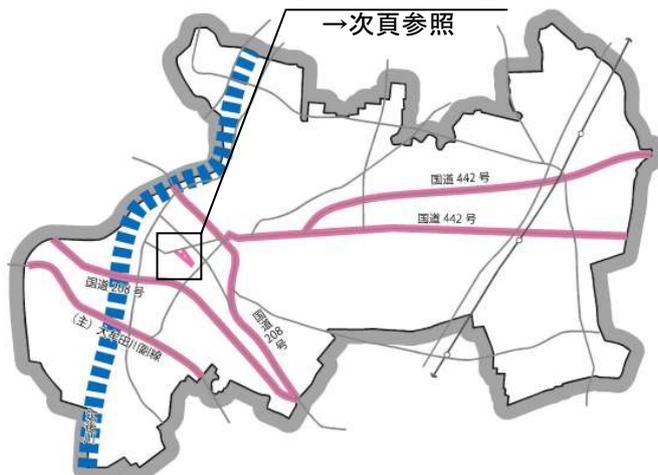
【位置詳細(地域別)】



大川市・大木町エリア

【小保・榎津地区】

→次頁参照

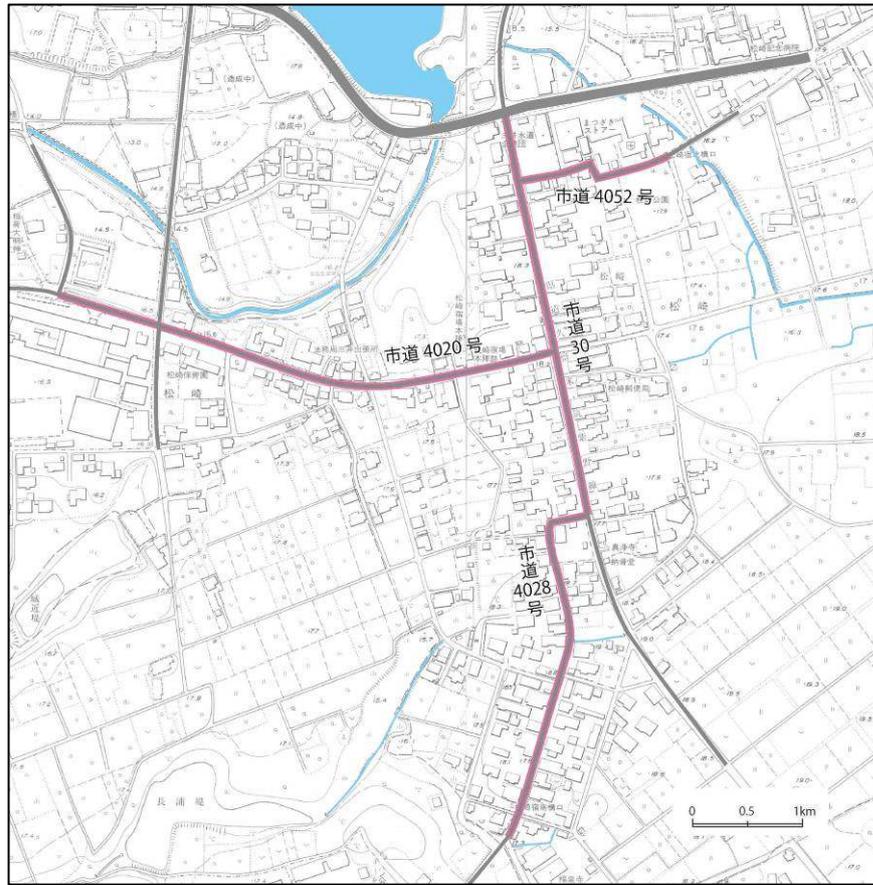


広川町エリア

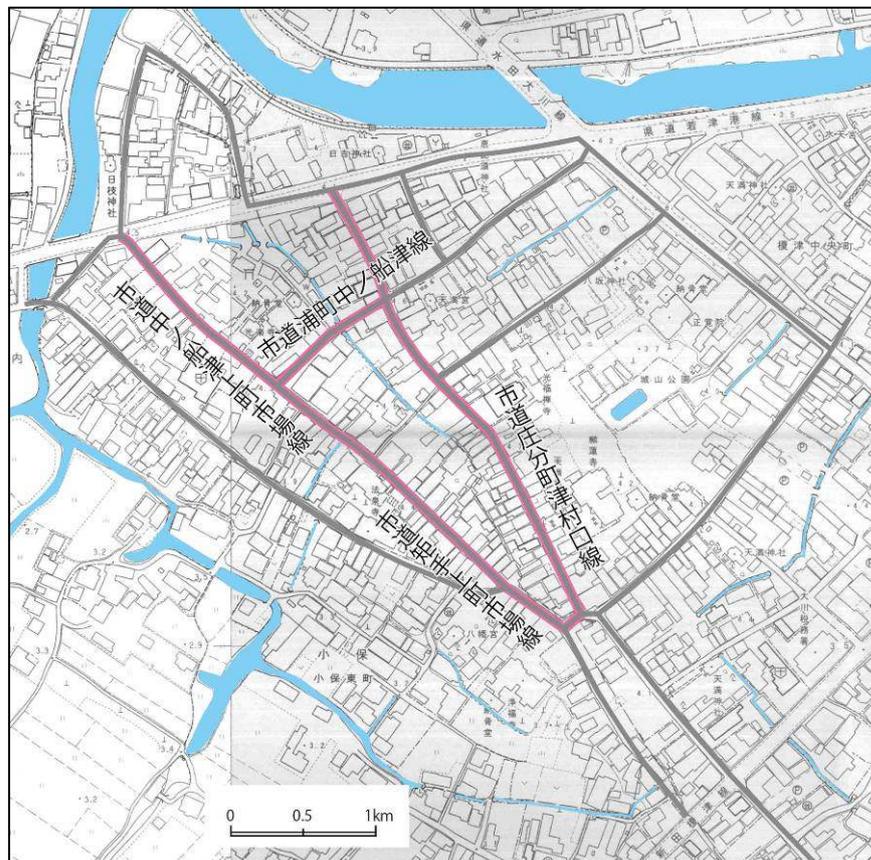


【景観醸成モデル地区】

(小郡市松崎地区)



(大川市小保・榎津地区)



3) 景観重要河川：筑後川・宝満川

筑後川・宝満川は、豊かな自然環境そのままに清らかな清流を湛え、流域の骨格的な景観を形成している河川である。そのため、筑後川・宝満川においては、『筑後川水系河川整備基本方針』と『筑後川水系河川整備計画』及び、以下の整備方針に基づき、良好な景観形成を図る。

(1) 整備方針

周囲の自然環境やこれまで培われてきた営みとの調和を図りながら、豊かな自然環境の保全とともに良好な河川景観を形成するため、河川整備にあたっては以下の事項に配慮する。

- ① 地域に親しまれ筑後川特有の景観を創り出してきた井堰や導流堤、荒籠等の構造物、樹木、ヨシ等については、治水利水計画上支障のない範囲で保全・活用に努める。
- ② 地域に親しまれているホタルやエツなど貴重な生物が生息する箇所については、その生息環境の保全に配慮する。
- ③ 自然環境との調和に配慮した素材、意匠、形態となるように努める。
- ④ 多くの人々が河川景観を眺め、親しむことができるよう、自然環境との調和に配慮しつつ、可能な限り親水性の高い空間整備に努める。



筑後川



宝満川

4) 景観重要道路（広域）

流域内外をつなぐアクセス道路から見る景観は、多くの人々の目に触れるものであり、連続した景観として捉えられるものである。この連続した道路景観が沿道地域と一体となって、魅力ある良好なものとなるよう、施設整備を適切に行っていく必要がある。そのため、市町を越えてつながる道路においては、以下の整備方針に基づき、良好な景観形成を図る。

(1) 整備方針

連続した道路景観において、筑後川流域に広がる地形や大自然とのつながりを感じる景観を形成するため、景観重要道路のうち広域的につながる道路の整備にあたっては、以下の事項に配慮する。

- ① 景域ごとの景観特性との調和に配慮した施設整備を行い、通りとしての連続した景観が見られる区間では、事業区域等や事業時期、事業主体等の違

いに関わらず、境界部でのつながりに違和感を感じさせない仕様となるように努める。

- ② 広域を移動する際の車窓からの田園景観や自然景観への眺望景観に配慮するとともに、移動に伴い連続して変化する景観（シークエンス景観）の形成に配慮する。
- ③ 筑後川・宝満川に架かる橋梁等については、周囲に溶け込む形態意匠や色彩となることが望まれる場合や地域のシンボルやランドマークとなることが望まれる場合があるため、地域住民や NPO 等、地元市町等の意見の反映や専門家による助言等による景観形成に努める。



耳納連山を望む大刀洗町の道路



筑後川に架かる新田大橋

5) 景観重要道路（景観醸成モデル地区：第5章参照）

近世の街道など個性を活かした景観まちづくりが進む地区におけるまちなみの形成には、道路空間の整備のあり方が与える影響は大きい。そこで、地区レベルで「道」を中心に景観まちづくりが進み、まちなみ形成が図られる地区において、景観上重要な役割を果たす道路について、景観重要道路に指定し、以下の整備方針に基づき、良好な景観形成を図る。

(1) 整備方針

道路の整備にあたっては、以下の事項に配慮する。

- ① 地域の歴史や文化を継承する景観の形成に配慮し、並木や樹木等の重要な景観資源は、適切に保全し、道路景観を形成する要素の一つとして活用に努める。
- ② 道路空間のみが過度に目立たないよう留意し、周囲の景観との調和に配慮する。



松崎宿の北構口と歴史的道すじ

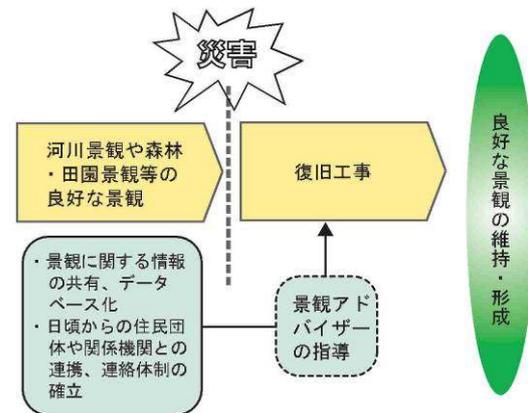


小保・榎津の歴史的道すじ

6) 災害復旧に備える配慮事項

大規模な災害後の復旧工事によって、河川景観や森林・田園景観が大きく変化しないよう、緊急時あるいは応急復旧を除き、景観に配慮した対応が必要である。そのため、日頃から地域住民が景観に関する情報を共有し、従前の景観情報を参考としながら、良好な景観形成を進める。特に、住民および地域団体や関係機関が日頃から復旧時にも対応できる連絡体制を整える。

また、従前の情報を活用できるように、日頃から住民および地域団体や関係機関の連絡体制の整備に努める。



4.3 屋外広告物の景観誘導方針

屋外広告物は、場所やサービスなどの様々な情報を提供したり、企業や商品の広告媒体として消費行動を促進したりするなどの社会的経済的役割を担っているだけでなく、まちの活気や賑わいの創出にも大きく役立っている。同時に、屋外広告物は、自然の風景や都市の景観に大きな影響を与える重要な要素の一つでもある。

街なかや幹線道路及び沿線、観光地等の人通りが多いところでは、特に多くの屋外広告物を目にするが、近年、過剰な大きさや派手な色彩の屋外広告物が周辺のまちなみや景観に馴染まない状況が生じてきている。また、郊外の幹線道路沿いには、大型店舗や娯楽施設が立地し、それらによって創り出される景観は、全国どこに行っても同じようなまちなみとなりつつある。このような状況が続くと、屋外広告物が無秩序に氾濫し、自然の風景や都市の景観が損なわれ、地域の特色の喪失につながるおそれがある。

一方で、建築物との調和やまちなみとしての統一感に配慮した優れたデザインの屋外広告物も増えつつあり、こうした取り組みを広げていくことが良好な景観形成には不可欠である。

そこで、これまでの景観形成の目標および基本方針に基づき、筑後川流域の個性や魅力の保全・創出を図るため、建築物等とあわせて、景観上重要な要素である屋外広告物についても、福岡県屋外広告物条例等でその表示及び設置に関し必要な事項を定め、良好な景観形成への誘導を行っていく。

1) 基本方針

流域を周遊できる主要な道路や河川沿いなどを移動すると、山並みや田園、川面の連続した景観をはじめ、歴史文化に彩られた景観が数多く点在している。これらは、地域住民にとって身近で大切な風景であるとともに、訪れる人々にとっても流域のイメージを与える重要な要素となっている。

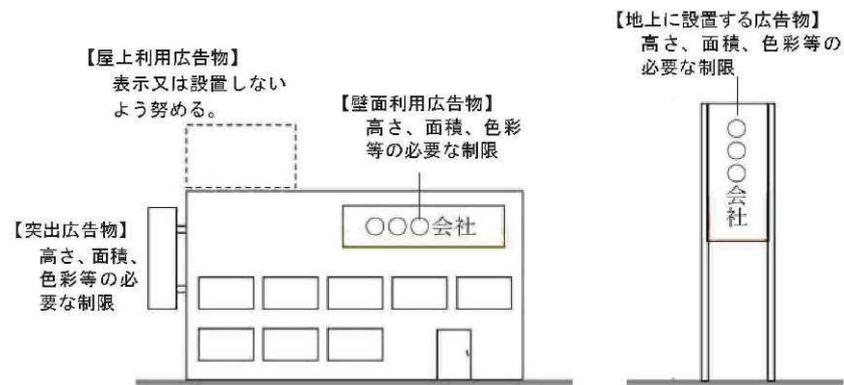
これらの景観を阻害しないための、屋外広告物の表示又は設置に関する基本方針は、以下のとおりとする。

- ① 主要な道路及び河川沿いから見通せる山並みや田園への眺望景観の保全に配慮する。
- ② 歴史的な町並みや建造物、樹木などの重要な景観資源の周辺では、その景観資源が醸し出す趣を損ねないように表示又は設置位置に配慮する。
- ③ 非自家用広告物だけでなく、自家用広告物についても大きさ、高さ、色彩等に配慮する。
- ④ 山間部や谷あいでは、人工物が目立ちやすく自然景観を損ねるおそれが大きいため、広告物は最小限の大きさに留め、落ち着いた色彩となるよう配慮する。屋外広告物の夜間照明についても必要以上の明るさとならないよう配慮する。
- ⑤ 市街地や街なかでは、賑わいや潤いの創出とともに、まちなみや背景との調和を図り、屋外広告物が過大・過剰とならないようにする。

2) 景観誘導方針

上記の基本方針に基づき、屋外広告物の表示又は設置に関する景観誘導方針を次のとおり定める。許可に係る詳細な基準については、福岡県屋外広告物条例等において必要な制限を定めるものとする。

- ① 屋外広告物の形態及び意匠は、周辺環境や建築物等との調和を図るとともに、広告物の面積、高さは必要最小限とする。
- ② 屋外広告物の色彩の基調色については、周辺環境や建築物と類似、融和するものとする。
- ③ 主要な交差点などに案内表示を掲出する場合は、できるだけ共同化・集合化を図る。
- ④ 動光、点滅照明、その他これらに類似するものは設置しないよう努める。
- ⑤ 反射効果のあるもの、電光表示装置等を用いて映像を映し出すものについては、表示又は設置しないよう努める。
- ⑥ 屋上広告物は、スカイラインを乱さないよう表示する、又は設置しないよう努める。
- ⑦ 野立て看板が、田園地帯や山間部の自然景観を阻害しないようにする。
- ⑧ まちなみの景観を引き立たせる質の高いデザインとするよう努める。
- ⑨ 「有明海沿岸道路」については、現行基準で禁止地域となっている九州自動車道と同様に自動車専用道路である区間については、展望に配慮する道路として位置づける。

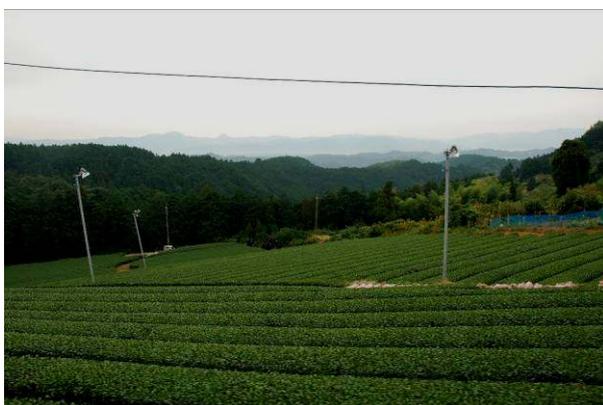


4.4 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

筑後川流域には、山間部や丘陵部に段畑や茶畑、果樹園、中・下流域の広大な平野部にはまとまりのある田園が見られ、下流低地で特有の地域風土との共存からなる水利システムを育んできた掘割（クリーク）など、農業を基盤とする営みにより育まれた、良好な景観が形成されてきた。そうした農業を基盤とする景観の保全・創出は、地域の特性に即した農業の振興施策とともに取り組む必要がある。

また山間部等での高齢化、過疎化、及び後継者不足、市街地周辺や郊外部における混住化、土地利用の混在化といった地域社会の変化とともに、営農環境は厳しい状況下に置かれている。そのため、生業とともにある良好な景観を保全・形成していく上では、建物等の外観だけではなく、生業環境の維持や集落の活力維持等の課題に取り組んでいくことが求められている。

このような中、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、市町がこの筑後川流域景観計画に基づいて、『景観農業振興地域整備計画』を策定する場合には、県は当該市町を支援していく。



広川町の茶園



大木町の菱採りの風景

第5章 個性を活かした景観まちづくりの推進

筑後川流域内には、地域の歴史や文化を背景とした個性ある景観まちづくりが進められている地区がある。また、地域のシンボルとなる山や建造物等への特徴的な眺望景観も見られる。

このような、地域が中心となって取り組む個性を活かした景観まちづくりが進む地区や、地域固有の景観を活かした景観まちづくりの取り組みが期待される地区等に対して、継続的な景観まちづくり活動の推進や地域独自のきめ細やかな景観ルールづくり等への支援、また必要に応じて県と市町が協力・連携しながら景観を整備するための事業の導入などに取り組んでいく。

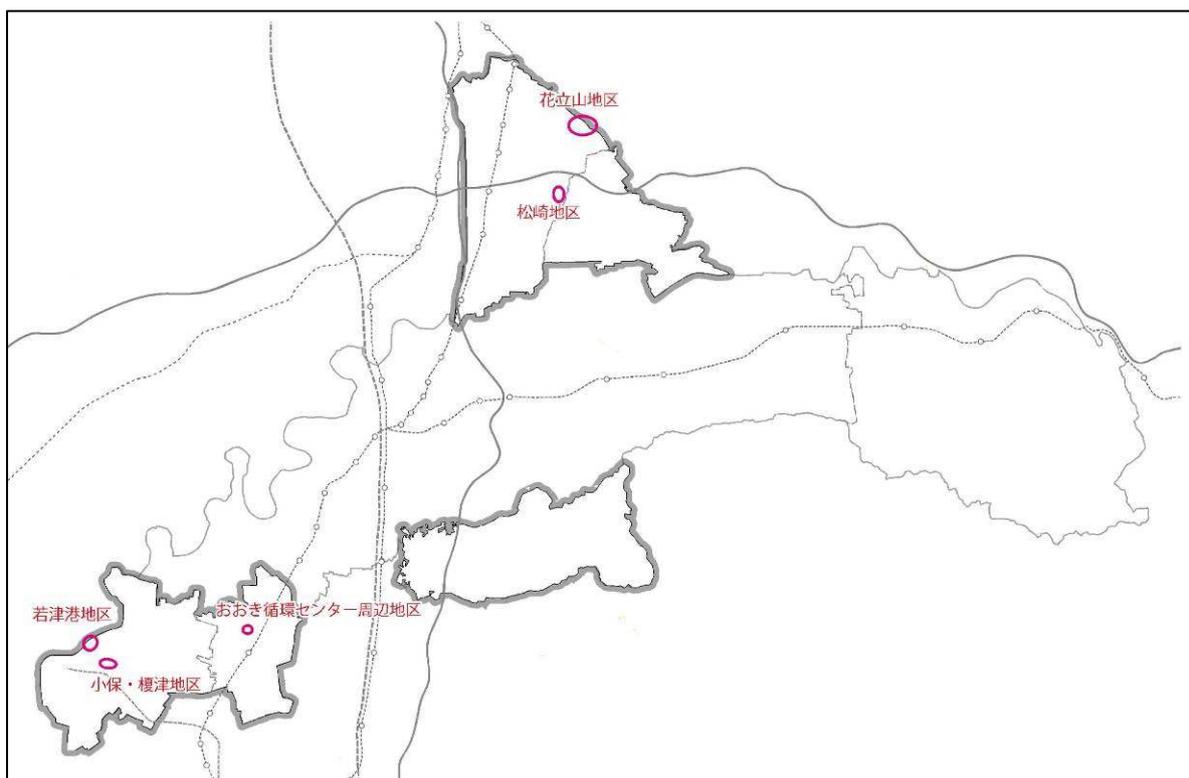
5.1 継続的な景観まちづくりに向けて（景観醸成モデル地区）

筑後川流域において、地域が中心となって個性ある景観まちづくりの取り組みが進められている地区または地域の特性を活かした継続的な景観まちづくりの取り組みが期待される地区（景観醸成モデル地区）は、以下の通りである。

【景観醸成モデル地区】

- 小保・榎津地区（大川市）
- 若津港地区（大川市）
- 松崎地区（小郡市）
- 花立山地区（小郡市）
- おおき循環センター周辺地区（大木町）

■景観醸成モデル地区の位置



ここでは、景観醸成モデル地区の特性と現状を紹介し、その特性に合った景観まちづくりの進め方や活用できる制度・取り組みを示すものとする。

1) 小保・榎津地区（大川市）

【地区の景観特性】

大川市の中心市街地の南に位置し、筑後川の河口に程近い小保・榎津地区は、中世の船着場前と神社門前に成立したまちに起源を有し、近世には久留米藩と柳川藩の藩境のまちとして栄えた歴史を今に伝える歴史的な町並みが残されている。また、筑後川の水運とともに木工業で栄えた歴史から、現在でも伝統的な建具屋等による産業が息づく歴史・文化的な町並みが見られる。

本地区では、住民が中心となって、歴史的な趣ある町並みを活かしたイベント等の活動に取り組んでいるとともに、歴史的な町並みの保全や住環境の整備について考える「藩境のまちづくりを考える会」が発足し、地域特性を活かした景観まちづくりの取り組みが進められている。



小保・榎津地区のまちなみ



位置図

【地区の現状】

本地区は、歴史的な建造物や町並みが広く残っているものの、現在、地区内における建築行為や開発行為に対して、地域固有の景観への配慮を求める方策を実施していないことから、地区内の個々の敷地において行われる建替えや修繕等に対し、協議を行うことができないのが実態であり、何もしなければ歴史的な町並みは失われる一方である。

すでに伝統的な建築物の除却や、建替え等も見られ、歴史的な町並みの変化が現れてきている実態に早急に対応するため、地域固有の歴史的な景観を継承した景観形成のルールを定め、地区全体で共有し、景観形成にかかる制度を有効に活用することにより協議を行いながら、地域固有の歴史的な景観の保全・形成を進める必要がある。

【景観まちづくりの進め方】

■ 地区独自の景観ルールづくりに向けた話し合い

地域固有の歴史や文化などを背景とした景観資源を保全・活用しながら、地区全体でのまちづくりのあり方や木工業等の文化的な産業の息づく環境と景観について継続的な協議を行い、建物の建て方等について、地区独自のきめ細やかな景観ルールを話し合う。

▽活用できる制度・取組（例）

・ 景観アドバイザー派遣制度の活用 等

■ 景観まちづくりを担保する法的制度等の活用

地区全体で共有された景観まちづくりのあり方に基づき、都市計画法や景観法に基づき、地域の実情に応じた景観まちづくりを担保できる制度を活用することにより、継続的な景観形成のルールを定める。

▽活用できる制度・取組（例）

- ・ 重要伝統的建造物群保存地区の選定
（文化財保護法）
- ・ 重要文化的景観の選定（文化財保護法）
- ・ 景観地区の指定（景観法・都市計画法）
- ・ 地区計画の策定（都市計画法）
- ・ 歴史的風致維持向上計画の策定（歴史まちづくり法）
- ・ 道路等景観づくりを先導するような施設整備
- ・ 建造物や敷地の修景等の街なみ環境整備
- ・ 景観重要建造物・樹木の指定 等

2) 若津港地区（大川市）

【地区の景観特性】

若津港地区は、花宗川河口にあたる筑後川に面して位置し、筑後川の水運と木工業の発展による大川市の産業を牽引してきた地区として、地域固有の歴史と文化を有する地区である。地区内には、往時の賑わいや産業の発展を今に伝える旧三瀧銀行等の歴史的建造物があり、現在では市民の手により保全・活用されている。

また、川沿いでは、筑後川に架かる昇開橋を望む視点場も多く、時間とともに変化する筑後川の眺めと昇開橋からなる美しい景観を楽しむことができ、多くの人々に親しまれている。



旧三瀧銀行と若津港のまち



位置図

【地区の現状】

本地区は、歴史的な港町として市街地が形成され、筑後川の歴史や水運の文化と切り離せない重要な地区である。しかし、産業の発展とともに町並みは変化し、歴史的な建造物は一部残るものの、地区としての歴史的な町並みは見られない。

また、地理的特性から筑後川と近代化の歴史を物語る重要な景観資源である昇開橋を間近で眺められる視点場を有する地区であり、筑後川と昇開橋からなる眺めに対する住民意識は高い。

このような地域の歴史・文化や固有の景観を活かし、筑後川の河川沿いを中心に視点場となる散策路の整備等もふくめた景観まちづくりの取り組みが期待される地区である。また、「筑後川と昇開橋」の景観は、筑後川を挟み佐賀市と共有している景観であることから、もう一方の視点場となる対岸から本地区は背景として見られる地区であることに留意し、まとまりある景観形成への配慮が必要である。

【景観まちづくりの進め方】

■ 住民主体で地区のまちづくりビジョンを作成

景観とは目に見えるまちの環境であり、その在り様は地域での暮らし方とともに変化する。地域固有の歴史や文化をふまえ、住民同士が中心となり、今後、どのようなまちにしたいのかを話し合い、共有していくことが景観まちづくりの第一歩である。

行政や専門家からの技術的支援を受けながら、住民が主体となって、「まちづくりビジョン」をまとめ、地区のまちづくりの方向性を示す。

▽活用できる制度・取組（例）

- ・ 景観アドバイザー派遣制度の活用
- ・ 地区協議会等の組織づくり 等

■ ビジョン実現に向けた取り組み

地域の景観資源を活かしたマップ作成やイベントの実施等、住民主体でできることから取り組みを始める。また、ビジョンの実現に向けて道路や河川等の公共施設の整備等が必要となる場合には、ビジョンに基づき、行政と協働した取り組みを進める。

▽活用できる制度・取組（例）

- ・ 景観を整備するための事業の導入
- ・ 景観重要建造物の指定 等

3) 松崎地区（小郡市）

【地区の景観特性】

九州内の交通の要衝に位置する筑後川流域の中でも、旧薩摩街道の宿場町であった松崎地区では、旅籠や町家、枡形道路、南北の構口等の歴史的資源が数多く残されており、往時のにぎわいを今に伝えている。また、明治以降、宿場町としての役割を終えるものの、現在でも春には山桜のトンネルとなる桜馬場は、景勝地として多くの人々に親しまれている。詩人野田宇太郎の生誕地としても知られている。

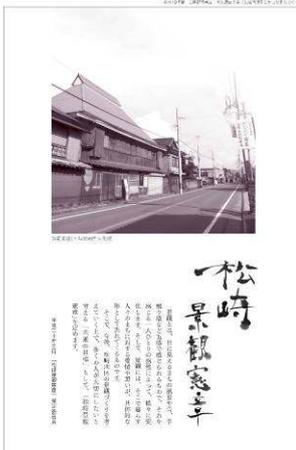
本地区では、住民が中心となって旅籠油屋の保存運動が起こり「松崎地区町並み保存会」が発足し、平成20年には「松崎景観憲章」が定められ、景観形成の取り組みや地域固有の資源を活かした景観まちづくり活動の取り組みが進められている。



松崎地区のまちなみ



位置図



松崎景観憲章

松崎地区は、歴史ある宿場町として、山崎地区に代わり築後川流域の交通の要衝として発展してきた。景観の豊かにより宿場町の繁栄がもたらされた。その歴史、土着の文化、自然環境などから成る景観は、地域の特色を形成している。この景観を後世に伝えるため、景観の保全と向上を図る。景観の保全と向上を図る。景観の保全と向上を図る。

松崎景観憲章ができるまで

松崎地区は、歴史ある宿場町として、山崎地区に代わり築後川流域の交通の要衝として発展してきた。景観の豊かにより宿場町の繁栄がもたらされた。その歴史、土着の文化、自然環境などから成る景観は、地域の特色を形成している。この景観を後世に伝えるため、景観の保全と向上を図る。景観の保全と向上を図る。景観の保全と向上を図る。

松崎景観憲章

1. 景観の保全と向上を図る。景観の保全と向上を図る。景観の保全と向上を図る。

2. 景観の保全と向上を図る。景観の保全と向上を図る。景観の保全と向上を図る。

3. 景観の保全と向上を図る。景観の保全と向上を図る。景観の保全と向上を図る。

4. 景観の保全と向上を図る。景観の保全と向上を図る。景観の保全と向上を図る。

5. 景観の保全と向上を図る。景観の保全と向上を図る。景観の保全と向上を図る。

6. 景観の保全と向上を図る。景観の保全と向上を図る。景観の保全と向上を図る。

7. 景観の保全と向上を図る。景観の保全と向上を図る。景観の保全と向上を図る。

8. 景観の保全と向上を図る。景観の保全と向上を図る。景観の保全と向上を図る。

9. 景観の保全と向上を図る。景観の保全と向上を図る。景観の保全と向上を図る。

10. 景観の保全と向上を図る。景観の保全と向上を図る。景観の保全と向上を図る。

松崎景観憲章



乳歩

乳歩は、松崎地区の伝統的な行事の一つである。毎年春に行われ、地域の若者が参加する。この行事は、地域の歴史と文化を伝える重要な役割を果たしている。

春の祭

春の祭は、松崎地区の伝統的な行事の一つである。毎年春に行われ、地域の若者が参加する。この行事は、地域の歴史と文化を伝える重要な役割を果たしている。

【地区の現状】

本地区は、歴史的な建造物が多く残されているものの、旧薩摩街道沿いにおける連続した町並みは失われつつある。また、本地区は現在、市街化調整区域に指定されており、一定の開発行為は制限されているものの、土地の空洞化や居住人口の減少も進んでおり、地区としての活力創出の取り組みも課題である。地区内における個々の建替え等の建築行為に対して、地域固有の景観への配慮を求め方策を実施していないことから、敷地ごとに行われる建替えや修繕等に対し、協議を行うことができないのが実態であり、何もしなければ宿場町としての町並みは完全に失われる危険性が高い。

すでに歴史的な建築物の除却や、近代的な外観への建替え等も見られ、歴史的な宿場町としての風情が失われつつある。そこで、地域固有の歴史的な景観を継承した景観形成のルールを定め地区全体で共有し、景観形成にかかる制度を有効に活用することにより協議を行いながら、地域固有の歴史的な景観の保全・形成を進める必要がある。

【景観まちづくりの進め方】

■ 地区独自の景観ルールづくりに向けた話し合い

地域固有の歴史や文化などを背景とした景観資源を保全・活用しながら、地区全体でのまちづくりのあり方や暮らし方について継続的な協議を行い、土地の使い方や建物の建て方等について、地区独自のきめ細やかな景観ルールを話し合う。

▽活用できる制度・取組（例）

- ・景観アドバイザー派遣制度の活用
- ・住民と行政の協働による地域調査 等

■ 景観まちづくりを担保する法的制度等の活用

地区全体で共有されたまちづくりのあり方に基づき、都市計画法や景観法に基づき、地域の実情に応じた景観まちづくりを担保できる制度を活用することにより、継続的な景観形成のルールを定める。

▽活用できる制度・取組（例）

- ・集落の活力維持に向けた土地利用計画の策定
- ・景観地区の指定（景観法・都市計画法）
- ・道路等景観づくりを先導するような施設整備
- ・地区計画の策定（都市計画法）
- ・建造物や敷地の修景等の街なみ環境整備
- ・景観重要建造物・樹木の指定 等

4) 花立山地区（小郡市）

【地区の景観特性】

小郡・大刀洗地域に広がる田園地域の中でシンボリックな丘である花立山は、かつて山城であり「城山」として歴史的なシンボルであるとともに、筑後富士と呼ばれる美しい山容や豊かな樹林からなる山の緑、山頂にある神社への参道にあたる登山道に住民の手により植えられた桜並木の美しさから、多くの人々にとって身近な眺望の対象となっている。

また、ふもとの城山公園とともに、散策等により多くの市民が身近に自然を楽しむ公共的な場となっている。



花立山と城山公園



位置図

【地区の現状】

本地区は、周囲の田園地域のあらゆるところからその姿を眺望される対象となっているとともに、頂上には小郡市内を一望できる展望スペースが整備され、広がりのある筑後川流域の田園景観を楽しむことができる貴重な視点場である。

丘である花立山やそのふもとに整備された城山公園、周辺に分布する古墳等は、本地区が市街化調整区域であることから一定の開発行為は制限されているが、樹林からなる緑の景観の保全を目的とした制限は行われていない。そのため、緑豊かな樹林地として適切に保全を図るためにも、緑の景観保全や緑地保全に関する制度を適用していく必要がある。

【景観まちづくりの進め方】

■ 「緑」の保全に向けた適切な制度の適用

本地区の緑地は、民有地が大部分であることから、緑地の保全や、風致景観と調和した建築・開発行為の誘導等を行うことのできる制度を適用することにより、緑の景観や豊かな自然環境を保全する。

▽活用できる制度・取組（例）

- ・緑地保全地域の指定（都市緑地法）
- ・風致地区の指定（都市計画法） 等

5) おおき循環センター「くるるん」周辺地区（大木町）

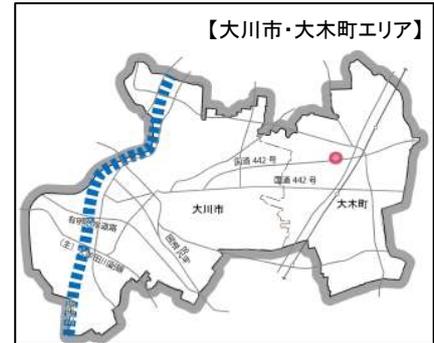
【地区の景観特性】

筑後川下流域に特有の水郷景観を有する大木町では、地域の風土に寄り添いながら「水」や「掘割（クリーク）」とともに育まれてきた営みや文化を継承した「水と緑のまち」、「循環のまち」を目指した取り組みが進められ、平成18年にはおおき循環センター「くるるん」が、平成22年4月には隣接して道の駅が整備された。

本地区では、「環境と資源循環」をコンセプトに、幹線水路及び周辺農地を含めた整備が行われる予定となっており、体験学習や地産地消等のモデル的な取り組みが行われる予定である。これらの取り組みを通して、水とともに育まれてきた地域の風土や文化、水郷の景観等を住民とともに再認識する場となることが期待されている。



おおき循環センター



位置図

【地区の現状】

本地区は、筑後川下流域に特有の水郷の文化である「水の環境」を通して、環境や循環型社会にふさわしい暮らし方について、情報を発信していく拠点となる地区である。

おおき循環センターを中心に、道の駅や隣接する市民農園の一体的な整備を通して、「水と緑のまち」、「循環のまち」にふさわしい暮らし方や、掘割と農地、集落からなる水郷景観のあり方について、住民と行政が協働して取り組んでいくことを通して、地域固有の景観まちづくりを推進していくことが期待される。

【景観まちづくりの進め方】

■ 環境学習や体験学習を通じた景観意識の醸成

水郷地域の暮らしで以前は当たり前であった掘割との関わりを、子ども達へ語り継ぐ機会として、堀干し等の体験学習や環境学習の機会を設け、掘割の役割と水辺における動植物の生息環境等を通して「水の環境」に対する意識啓発を促進する。また、掘割や水路と農地、集落からなる水郷景観の保全とそれらと調和した景観形成への意識啓発の取り組みを進める。

▽活用できる制度・取組（例）

- ・ 環境学習・体験学習機会の創出
 - ・ 景観アドバイザー制度の活用
- 等

5.2 地域のシンボルとなる眺望景観の保全に向けて

広がりのある筑後川流域では、地域ごとに特徴ある山や建造物への眺望景観が数多く見られる。地域の人々に親しまれているシンボリックな眺望景観は、一度なくなってしまうと元に戻すことはできない地域の財産であり、大事な視点場となる公共空間からの眺望景観は特に保全を図っていく取り組みが必要である。

まずは、どこから見る眺望景観が地域として大切な眺望景観であるかを地域の人々で共有し、必要に応じて眺望景観の保全に向けたルールを定め、眺望景観を阻害しない景観形成に向けた建築や開発行為の誘導を図っていくことが必要である。

【眺望の対象（例）】

▽ランドマークとなる山や山並み

- ・「筑後富士」とも呼ばれ、地域に親しまれている美しい山容の花立山への眺望（小郡市）
- ・自然の恵みとともにある酒蔵と川、背景に連なる耳納連山への美しい眺め（大刀洗町）

▽歴史を今に伝える美しい建造物

- ・時間とともに美しく変容する筑後川にかかる昇開橋への眺め（大川市）
- ・美しく風格ある外観を有し、地域の歴史を今に伝える今村カトリック教会への眺め（大刀洗町）



花立山への眺望



川と酒蔵と耳納連山への眺め



昇開橋への眺め



今村カトリック教会への眺め

【眺望景観の保全に向けた取り組みの例】

■ 多くの人々に親しまれる視点場を探し共有する

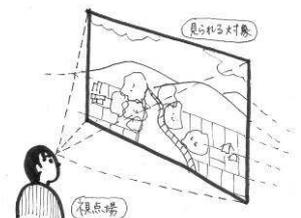
眺望景観の保全には、どこから（視点場）何（視対象）を眺めるかについて、地域で共有することが大切である。そのためには、多くの人々が守りたい眺望景観を楽しむことのできる「視点場探し」の取り組みを進める。

▽活用できる制度・取組（例）

- ・ 景観アドバイザー制度の活用 等

■ 眺望景観の保全に向けたルールを定める

共有できた視点場をもとに、眺望の対象となっている景観要素までの範囲を定め、区域内における建築や開発等に対するルールを定める。



▽活用できる制度・取組（例）

- ・ 景観計画等の活用 等

第6章 景観形成につながる活動の推進

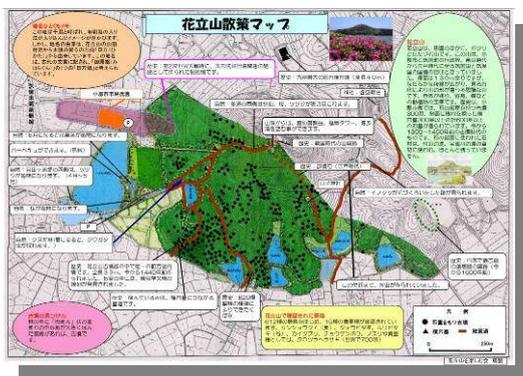
6.1 景観資源を活用した活動

筑後川流域には、豊かな自然と人々の暮らしと密接に関わってきた歴史が存在し、それらは、流域の成り立ちを多くの人々に伝える貴重な資産である。筑後川や宝満川等の支流、豊かな里山、広大な田園、各地の神社仏閣や酒蔵など歴史的な建造物や伝統工芸などによって形成される景観を後世に継承するとともに、その価値や意味を多くの人々が理解し、活用できるような取り組みを推進する。

活動例1 景観マップの作成・活用

筑後川流域において、地域に親しまれてきた良好な景観資源について、地域住民およびNPO等が中心となってマップを作成し、景観に関する様々な情報を収集する。

地図として地域資源をまとめることは、作成者のみならず他の多くの人々に、地域資源を紹介し、関心を高めることに役立つとともに、地域の人々の中で、自分たちの地域における地域資源の豊かさ・大切さなどに対する意識の共有化を図るのに有効な取り組みである。



花立山散策マップ

小郡・大刀洗地域の田園地域にある花立山は、「筑後富士」と呼ばれ、地域住民の誇りであり、シンボルとなっている丘である。

地域住民で組織された『花立山を楽しむ会』により、「花立山散策マップ」が作成され、訪れる人々に活用されている。

活動例2 潤いのある景観を活用した観光の活性化

流域全体で良好な景観や景勝地を保全・継承していくために、地域内外の多くの人々に流域の歴史的な背景や魅力を理解し、体験してもらう。

観光協会や商工会、NPO等、地域住民が連携しながら、観光ボランティアガイドの育成や観光資源の発掘を進め、各資源のネットワーク化を推進する。

また、雄大な筑後川の特性を活かして、流域の歴史的な建造物やまちなみを船によってめぐる「舟めぐり」等を実施することにより、商工業や観光の活性化を進める。



さるこいフェスタの様子

堀割（クリーク）が町を縦横に巡る大木町では、堀割と田園が織りなすのどかな農村風景を楽しみながら、約8キロの道のりを散策する「さるこいフェスタ」が開催されている。

参加者は食や自然を楽しみながら地域独自の景観や文化に触れ合える。

活動例3 各地で行われている祭・行事の普及・継承

筑後川流域には多くの神社、仏閣が設けられ、そこでは各地域特有の風流、神幸祭などの祭りや祝い事、奉納が行われ、季節の景観や祭事の景観として継承されている。こうした祭・行事に関する歴史等の価値や意味の理解を促すような情報提供を進める。

また、NPO等や建築士会等の支援を得ながら祭・行事の舞台となる歴史的建造物の保全・再生を行う。



風浪宮裸ん行

通称「おふろうさんまつり」と呼ばれる風浪宮大祭は、筑後三大祭りの一つに数えられる大川市最大の祭りである。その前夜祭として、約500名の若者が、片手にたいまつを灯し、若津神社から風浪宮までを締め込み姿で勇ましく駆け抜ける「裸ん行」が行われる。

6.2 景観形成の啓発・継承活動

景観は地域住民の意識や日常生活と直接関わっている。従って、より多くの住民や事業者が景観に関心をもち、日常生活に関わる身近な活動を入り口として、景観まちづくりに取り組む人が少しずつ増えれば、地域の景観は確実に向上する。そのため、イベントや講習会、コンテストなどで、景観形成への関心を高め、NPO等や地域団体が行う活動への参加を促すなど、景観形成の啓発活動を行う。

また、景観に対する意識の向上や活動の推進のために、学校や公民館などと連携し、学校教育、生涯学習、環境学習など様々な場面を通じて、子どもたちなどへの環境や景観の学習機会を提供し、次世代への継承活動を進める。

活動例4 景観まちづくり学習

学校において、景観をテーマとした総合学習などを行うことにより、幼少期から景観への意識を醸成する。将来、景観まちづくりの積極的な担い手となるよう、実際のまちなみ見学や、様々な祭・行事への参加、様々な伝統産業の技術体験などができる機会づくりなどを積極的に進める。



景観まちづくり学習の様子

子どもから大人までが、自らの目で地域の財産となる景観を見つけ、その成り立ちや暮らしとの関わりを調査し、自らもどう関わっていくかを考え、自分たちができることを実践している。

6.3 地域マネジメントによる景観まちづくり活動

きめ細かな景観まちづくりを推進するためには、行政が主体的に担う規制・誘導方策とともに、地域住民・団体が自らの地域の景観を把握し、守る活動が重要となっている。そこで、地域主体による「景観パトロール」や「景観フィールドワーク」などを推進し、様々な景観情報を収集し、データベースとして情報の共有化を図る。

また、これらを災害復旧や地区レベルでの景観形成に役立てていく。

活動例5 地域住民主体の景観パトロール

景観ルールの実効性をもたせるためには、地域の自立的な管理による景観まちづくりが必要であり、地域住民が主体的に行う景観パトロール、監視が重要かつ有効な手段として期待されている。

景観パトロールの対象として、違法広告物、景観上重要な資源に対する破損・破壊行為、河川や水路、田畑や山林へのゴミの不法投棄、景観や環境へ悪影響を及ぼす資材・物品の堆積などがあげられる。こうしたパトロールは、各地で行われている「河川清掃」、「まち歩き」、「ウォーキング」などのイベントと連携したり、小・中学校の社会学習の一環で実施するなど、様々な人々の参加を促すことで、より多くの人々が地域の実情を知り筑後川流域の素晴らしい景観を知る機会が増えるなどの相乗効果が得られる。



堀干し体験

大木町では、堀割の関わりを語り継ぐ機会として、堀割の水を落とし、堀の底泥のゴミ揚げを行う「堀干し体験」を小学校、保護者、地域が連携して実施している。水辺の動植物とも触れ合え、環境を考える機会ともなっている。

6.4 営みの景観を支える活動

筑後川流域において、農林業をはじめとした生業が創り出した「営みの景観」は特徴的な景観のひとつである。これらの景観は、農林漁業や工芸品加工などの産業によって培われてきた景観であり、これらの産業が日常的に営まれることによって維持されている。そのため、段畑の保全、耕作放棄地の活用や荒廃森林の再生、農林水産物のブランド化などによる活性化や、グリーンツーリズム、エコツーリズムなどによる都市と農山漁村の交流を推進する。

活動例6 耕作放棄地の活用

耕作放棄地については、市町や農業委員会、JA、土地改良区などと連携して解消を図り、担い手等への農地の利用集積を図るなどして営農再開を推進する。また NPO やボランティア、地域住民等の活動との連携により、耕作放棄地の市民農園としての活用や、菜の花・コスモス・ヒマワリなどの景観作物等の栽培を行うなど、農地の保全を図るとともに、観光などへの活用を進める。

大刀洗町などでは、耕作放棄地で生産用、観賞用にもなる菜の花やヒマワリの栽培を行い、景観を意識した農地の空間づくりが行われている。

※景観作物

緑肥や雑草抑制、病虫害防除などに役立つとともに、農地の景観を豊かにする作物。



菜の花畑と菜種油づくり(大木町)



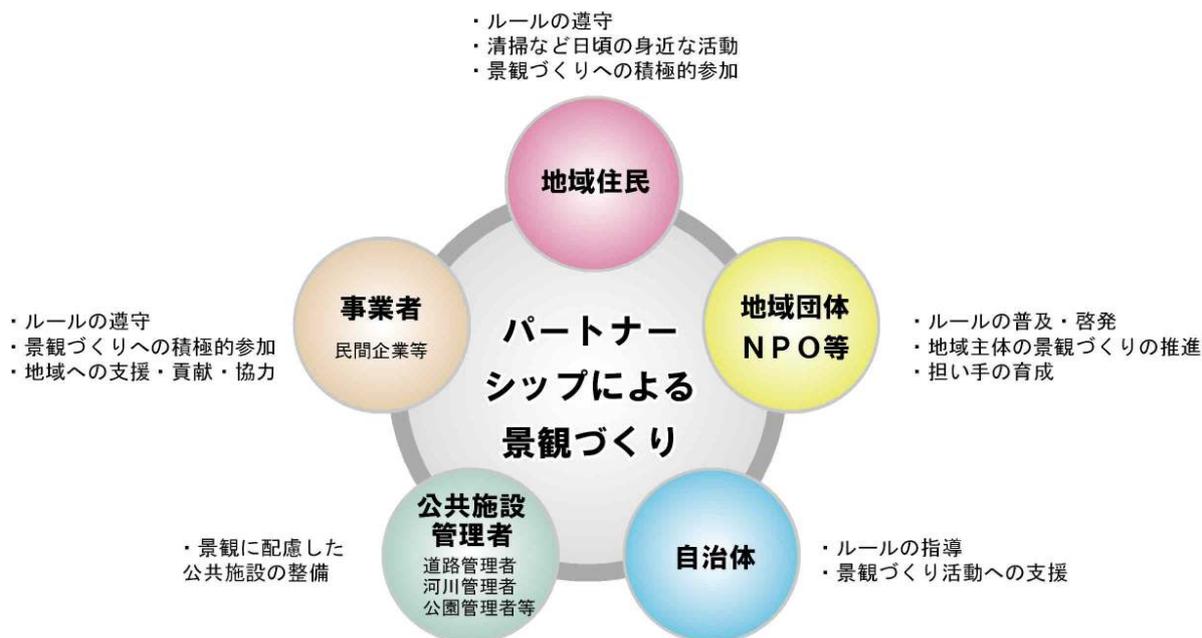
ヒマワリの栽培(大刀洗町)

第7章 実現に向けたパートナーシップの推進

7.1 それぞれの主体の役割と連携

1) それぞれの主体の役割

パートナーシップによる景観まちづくりを推進するため、地域住民、地域団体・NPO等、事業者、行政が、それぞれ以下の役割を担うものとする。



2) それぞれの主体の連携

パートナーシップによる景観まちづくりを推進するため、地域住民、地域団体・NPO等、事業者、行政が、それぞれ以下のように連携を図るものとする。

- ①景観上、影響の大きい物件について、地域住民、地域団体・NPO等が協議に参加する仕組みをつくる。
- ②今後、景観形成基準の見直しや、特定基準を追加する場合には、地域の意見を反映していく。
- ③建築行為や開発行為等の中で、特に景観上影響の大きい、あるいは地域のシンボル、ランドマークとなる施設整備にあたっては、住民参加のきっかけを提供し、住民の意見を反映していく。
- ④この計画のより一層の実現化に取り組み、関連する多くの制度を活用しながら、市町の地区レベルの景観形成と連携していく。

7.2 景観形成を推進する体制と仕組み

良好な景観形成を持続的に推進していくためには、地域において景観形成にかかわりをもつ様々な立場の関係者が、協議・調整を図りながら、課題解決を図っていくことが重要である。

そのため、次頁の図に示す、筑後川流域景観協議会を中心にした、地域住民・地域団体・NPO等・自治会、国・県・市町の行政機関、学識経験者・有識者等外部知識人、景観や環境に関心の高い民間企業、学校・PTA・子ども会および教育委員会など、多様な主体が参加する体制を構築し、景観形成を推進していく。

1) 筑後川流域景観協議会

筑後川流域の良好な景観形成のために一体的かつ継続的な協議・調整を行い、協議が整った事項については、その協議結果に基づき実施する仕組みを整えていく。

【目的】

- ・ 景観行政団体および関係市町間において、広域的な景観形成を推進するために必要な協議・調整および情報交換・人的交流を行い、流域全体で一体的な景観形成を推進する。

【設置者】

- ・ 景観行政団体である福岡県

【構成員】

- ・ 地域住民、地域団体・NPO等、事業者、市町・福岡県、公共施設管理者、景観整備機構等

【役割】

①流域全体における協議・調整

- ・ 流域内における広域景観に影響を及ぼすような大規模プロジェクトに対する景観協議
- ・ 景観重要公共施設（河川、道路）の整備において広域調整が必要な協議・調整
- ・ 広域調整が必要な景観重要建造物・樹木の指定にかかる協議・調整

②情報交換・人的交流

- ・ 第4章「協働して守り育てる景観」及び第5章に定める「景観醸成モデル地区」に関する事項
- ・ 景観醸成モデル地区等の地区レベルでの取り組みに関する調整・報告
- ・ 各市町における個性ある景観まちづくりの取り組み（経過報告、情報交換等）
- ・ 先行的な景観形成事例の情報交換と人材育成（景観研修、視察等）

③その他

- ・ 広域的な景観形成を推進するために必要な事項

こうした事項については、必要に応じて協議会で協議を行うこととする。

2) 活動支援・推進組織

(1) 景観整備機構

景観形成に関する具体的な事業を実践するために、それらを担う主体として、NPO 法人や建築士会をはじめとした公益法人を指定する。

【事業概要】

- ・ 景観重要建造物・樹木の管理、空き家の活用や維持管理に関する援助
- ・ 伝統的な建築様式の普及、地場産材の活用
- ・ 景観に関する調査・研究、情報提供、相談対応、専門家の派遣
- ・ 段畑、耕作放棄地、荒廃森林、管理されていない果樹園・竹林等の活用（権利取得）、再生、維持管理に関する支援
- ・ 地域資源の発掘・発見、情報の収集・発信や、イベントの開催等の交流事業を行う。
- ・ その他、良好な景観の形成を推進するために必要な業務を行う。

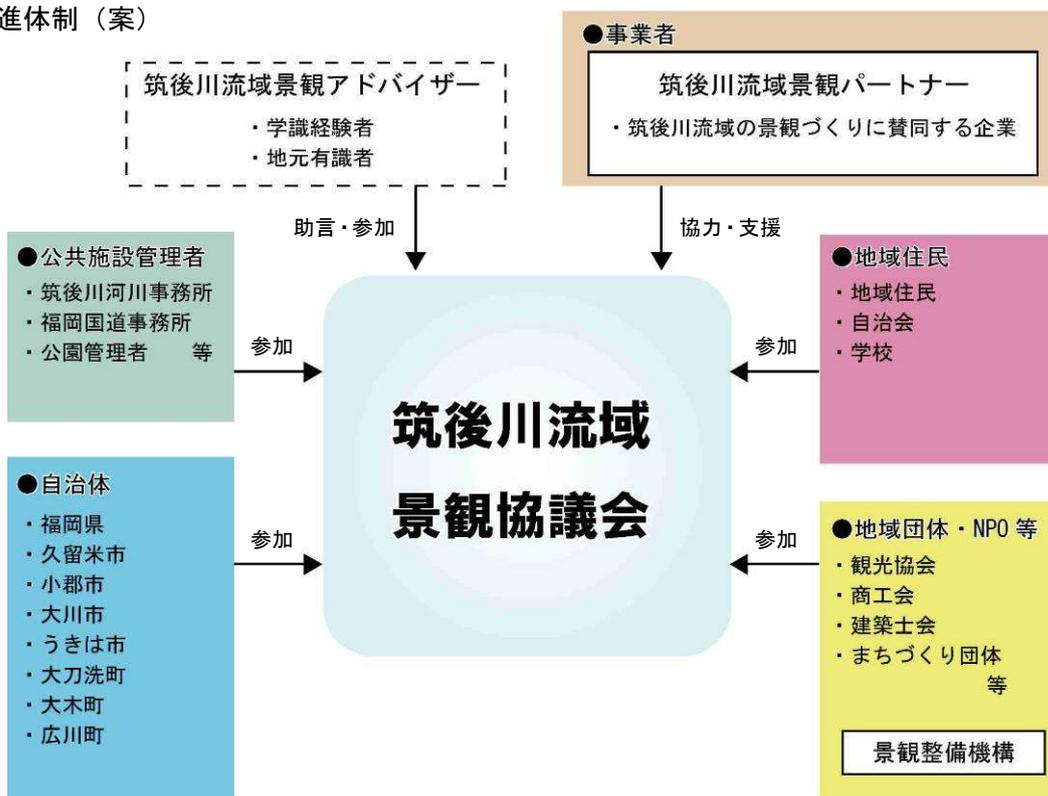
(2) 筑後川流域景観アドバイザー

景観に関する専門分野の学識経験者や地元有識者からなる「筑後川流域景観アドバイザー」をおき、良好な景観形成のための助言を行う。

(3) 筑後川流域景観パートナー

筑後川流域の景観形成に賛同・理解する企業・団体とパートナーシップを結び、支援・協力を得る。またCSR活動（企業の社会的責任CSR：Corporate Social Responsibility）を通じて、企業・団体の構成員が清掃活動や植林活動などの景観形成に参画する機会をつくる。

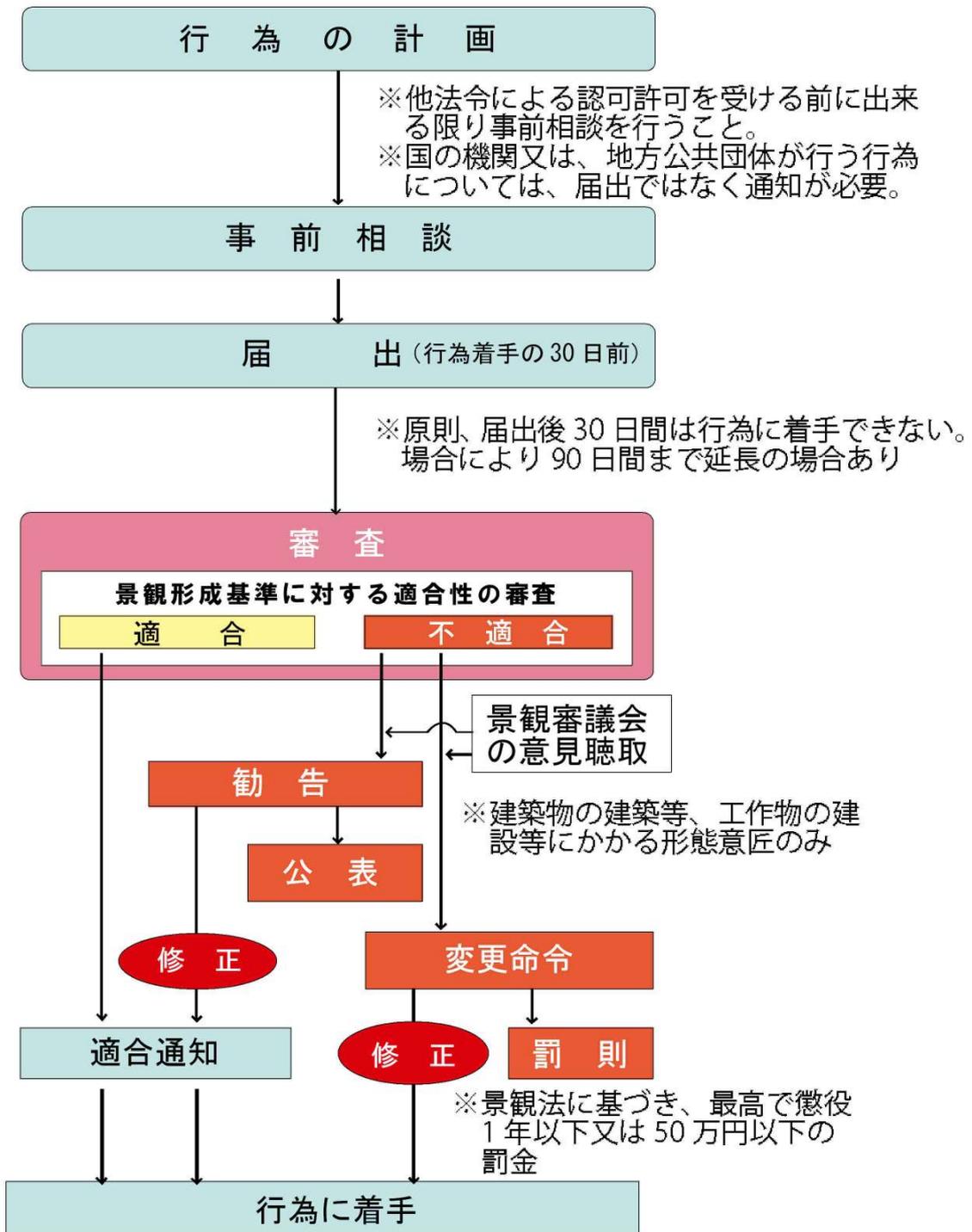
■推進体制（案）



資料編

【資料1】届出の手続きの流れ

参照:P18【届出が必要な行為】



【資料2】景域ごとの一般基準一覧

景域ごとに定める一般基準は、下表のとおり。

		山の景域	丘の景域
建築物・ 工作物	配置	<input type="checkbox"/> 周辺の環境や地形等に十分配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 段畑や河川沿いの自然景観を阻害しない配置とする。	<input type="checkbox"/> 緩やかに起伏する地形になじむ配置とする。
	形態・意匠・色彩	<input type="checkbox"/> 段畑や山村集落など、日本の原風景が残る地域においては、地域の基調となっている伝統的な形態・意匠と調和させる。	<input type="checkbox"/> ふもとの田園地域から見た際、丘陵地の稜線を切るような高層建築物はできる限り避け、勾配屋根を設置するなど、周囲の山並みとなじむ形態・意匠とする。
	圧迫感の軽減		<input type="checkbox"/> 大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。
	設備類		<input type="checkbox"/> 建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。
	色彩	<input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。	<input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 <input type="checkbox"/> 色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とし、茶系、無彩色等背景の緑に溶け込む色彩を推奨する。
外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、敷地境界部では、できる限り多くの樹木や花壇等による植栽を施す。	<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、敷地境界部（特に斜面側）では、できる限り多くの樹木や花壇等による植栽を施す。	
開発行為・土地の 形質の 変更等	周辺への配慮	<input type="checkbox"/> 自然環境、植生、貴重な動植物の生態系に配慮する。	
	造成等	<input type="checkbox"/> 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。	<input type="checkbox"/> 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。
	既存樹木・樹林等の保全		<input type="checkbox"/> まとまった斜面地の樹林帯は、できる限り保全する。
外観照明	照度の抑制	<input type="checkbox"/> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	<input type="checkbox"/> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。
	点滅照明	<input type="checkbox"/> 点滅照明は設置しない。	<input type="checkbox"/> 点滅照明は設置しない。
	照明器具	<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。	<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。

丘陵市街地の景域	市街地の景域
□緩やかに起伏する地形になじむ配置とする。	□地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。 □周囲との連続性に配慮した配置とする。
□周辺の田園地域から見た際、背景に広がる山の緑と調和し、まとまりある丘陵市街地を形成するよう、周囲から突出する奇抜なものは避ける。	□商業系市街地では、多くの人々が集い賑わう場所の特性をふまえ、周辺の建物との連続性や、歩道や街路樹等の歩行空間と調和した形態・意匠とする。 □住居系市街地では、周囲から突出する奇抜なものは避ける。 □歴史的な町並みを有する地区では、地区の特性に沿った形態・意匠とする。
□大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。	□大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。
□建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。	□建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。
□周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 □色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とし、茶系、無彩色等背景の緑に溶け込む色彩を推奨する。	□周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 □色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。
□道路との境界部に垣・さく等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生け垣や緑化フェンスとする。垣・さく等を設置しない場合には、道路境界部に、できるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。 □丘陵地である特性をふまえ、背景の山の緑と一体となった緑豊かな丘陵市街地の景観となるよう、敷地の斜面側では、できる限り樹木による植栽を施す。	□道路との境界部に垣・さく等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生け垣や緑化フェンスとする。垣・さく等を設置しない場合には、道路境界部に、できるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。
/	/
□既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 □面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。	/
/	/
/	/
/	/

		田園の景域	水郷の景域	
建築物・ 工作物	配置	<input type="checkbox"/> 地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 街道筋の宿場町等の歴史を有する地区では、周囲との連続性に配慮した配置とする。	<input type="checkbox"/> 地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 有機的な掘割（クリーク）の残る集落では、水辺との関わりを意識した配置とする。	
	形態・意匠・色彩	周辺との調和	<input type="checkbox"/> 周辺の景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 <input type="checkbox"/> 街道筋の宿場町等の歴史を有する地区では、地区の特性に沿った形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> ランドマークとなっている山や山並みと調和した形態・意匠とする。	<input type="checkbox"/> 周辺の景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 <input type="checkbox"/> 有機的な掘割の残る集落では、伝統的な佇まいを模範に、掘割が創り出している田園景観に損なわない形態・意匠とする。
		圧迫感の軽減	<input type="checkbox"/> 大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。	<input type="checkbox"/> 大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。
		設備類	<input type="checkbox"/> 建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。	<input type="checkbox"/> 建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。
		色彩	<input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 <input type="checkbox"/> 色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。	<input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 <input type="checkbox"/> 色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。
	外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、前面道路との境界では、できるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。	<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、前面道路との境界では、できるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。 <input type="checkbox"/> 掘割等に隣接する敷地では、掘割等との連続性に配慮する。	
開発行為・土地の形質の変更等	周辺への配慮			
	造成等	<input type="checkbox"/> 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。	<input type="checkbox"/> 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。	
	既存樹木・樹林等の保全	<input type="checkbox"/> 田園の中の一団にまとまった緑や雑木林、社寺林、河川や水路沿いの樹林や灌木、木竹等は、できる限り維持・保全する。	<input type="checkbox"/> 田園の中の一団にまとまった緑や雑木林、社寺林、河川や水路沿いの樹林や灌木、木竹等は、できる限り維持・保全する。	
外観照明	照度の抑制	<input type="checkbox"/> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	<input type="checkbox"/> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	
	点滅照明	<input type="checkbox"/> 点滅照明は設置しない。	<input type="checkbox"/> 点滅照明は設置しない。	
	照明器具	<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。	<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。	

【資料3】特定基準一覧

一般基準に上乘せして良好な景観を誘導していく特定基準は、下表のとおり。

		河川景観保全ゾーン (筑後川・宝満川)	沿道景観保全ゾーン
建築物・ 工作物	配置		
	大規模工作物		
	形態・意匠・色彩	連続性への配慮 <input type="checkbox"/> 堤防等から俯瞰されることをふまえ、周辺と調和するよう屋根の形状を工夫し、連続する河川景観の形成に配慮する。	<input type="checkbox"/> 建築物・工作物の道路からの見え方や通りとしての連続性に留意し、奇抜なものは避け、周辺と調和した形態・意匠とする。
	眺望		
	設備類	<input type="checkbox"/> 屋上に設備・工作物等を設置する場合には、周囲から目立たないように配慮し、必要に応じて目隠し等の処理を行う。	
開発行為・土地の形質の変更等	周辺環境	<input type="checkbox"/> 十分に事前調査を行い、動植物の生息環境等の水辺環境に配慮する。	
	緑化		<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。
	土石類の採取	<input type="checkbox"/> 土石類の採取により、道路等の公共空間から見て地肌があらわにならないものとする。	
	物件の堆積	<input type="checkbox"/> 資材などを堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生け垣等の目隠しによる修景を行う。	

【資料4】景観形成のための各種制度の活用

1) 景観法の活用

①景観地区、準景観地区

各市町村内の景観上、重要な地区において、地区の個性を活かすため、景観地区、準景観地区を指定し、より実効性のある景観形成を誘導していく。景観地区及び準景観地区は、建築物・工作物の形態意匠、高さ、位置、敷地面積等について、市町村が都市計画又は条例で定める。

②景観協定

地域住民の自主的な景観形成を支援するため、景観協定の活用を図っていく。景観協定は、景観計画区域内の一定の地域について、良好な景観を形成するために、地域住民自らが地域の実情に応じたきめ細かな取り決めを全員の合意により協定する制度。取り決める内容は、形態や材質等のハード的なものから、色彩、植栽、路上施設・ショーウィンドーの管理等のソフト的なものを含む。景観協定は、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

③景観整備機構の指定

民間の活力、ノウハウを積極的に活用し、民間団体や地域住民による自発的な景観の保全・整備を推進するため、景観整備機構を指定し、良好な景観の形成を促進する。景観整備機構については、地域住民の中に入って積極的に利害関係を調整し、また、良好な景観の形成に必要な土地取得等の事業の実施を積極的に行う公益法人又はNPO法人を、景観行政団体の長が指定する。

2) 他の法令との連携による建築物・工作物等の景観誘導

①都市計画法による高度地区、風致地区、地区計画

地区ごとの特性にあわせて、一定の地区内において都市計画法の高度地区、風致地区、地区計画等の規制・誘導方策を活用し、良好な景観形成を図る。その際、各市町村の都市計画との連携を図る。

【高度地区】

市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を市町村が定める制度。

【風致地区】

都市の風致を維持するため、建築物・工作物の制限、および木竹の伐採、土砂の採取等の行為をあわせて規制する制度。面積10ha以上のものは県が、その他のものは市町村で定める。

【地区計画】

住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの配置や建築物の建て方等を地区の特性に応じてきめ細かく定め、より良好なまちづくりを進めるために、市町村が都市計画において定める。

②建築基準法による建築協定

建築物の用途制限など、特に建築物に関する規制・誘導を必要とする地区については、建築協定を活用しつつ、景観形成を図っていく。建築協定は、住宅地の環境又は商店街の利便性の改善、向上を図るために、一定の区域の土地所有者等が、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準について締結する協定。市町村が、土地所有者等が建築協定を締結できる旨の条例を定める。

③歴史まちづくり法*による歴史的風致維持向上計画

地域固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる良好な環境（歴史的風致）を維持・向上させ後世に継承していくため、歴史まちづくり法による歴史的風致維持向上計画の活用による景観形成を図っていく。歴史的風致について、市町村が作成した計画を国が認定することで、計画に基づく法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりが支援を受けることができる。（*正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）

④屋外広告物法による屋外広告物条例

「4.3 屋外広告物の景観誘導指針」に基づく景観形成を図っていくため、屋外広告物法による屋外広告物条例の活用を図っていく。屋外広告物条例は、良好な景観の形成、風致維持、公衆に対する危害防止のために、都道府県もしくは景観行政団体である市町村が屋外広告物の表示等を禁止あるいは制限することを定める。

⑤都市緑地法による緑地保全地域・特別緑地保全地区・緑化地域

うるおいのある良好な景観として筑後川流域景観に大きく影響している、河岸の楠林や斜面地の樹林帯等の樹林や緑地を保全するため、緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域の制度を活用した緑地の保全を図る。

なお、都市計画区域内の緑地のうち、緑地保全地域及び面積10ha以上の特別緑地保全地区については県が、面積10ha未満の特別緑地保全地区及び緑化地域については市町村が指定することになる。

⑥都市緑地法による緑地協定

特に緑地の保全や緑化の推進が必要な地区については、緑地協定制度を活用し、地域住民の自主的な景観形成を推進していく。緑地協定は、保全又は植栽する樹木等の種類・場所、垣・柵の構造等について締結することができる。

【資料5】国が定める公共施設の景観形成ガイドライン

国の各省庁から景観形成に関する各種ガイドライン等が示されている。公共施設の整備にあたっては、これらガイドライン等を活用し、景観形成に努めることが求められる。

(1) 道路

- ・景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン（国土交通省道路局 H16）
- ・道路デザイン指針（案）（国土交通省都市・地域整備局及び道路局 H17）
- ・「無電柱化促進計画」（国土交通省道路局 H16）
- ・「ふくおか国道色彩・デザイン指針（案）—美しい筑紫路のために—」
（国土交通省福岡国道事務所 H21）

(2) 河川・砂防

- ・歴史的砂防施設の保存活用ガイドライン（国土交通省河川局、文化庁文化財部 H15）
- ・河川の景観形成に資する石積構造物の整備に関する資料（国土交通省河川局 H18）
- ・河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」（国土交通省河川局 H18）
- ・砂防関係事業における景観形成ガイドライン（国土交通省河川局砂防部 H19）

(3) 海岸・港湾

- ・海岸景観形成ガイドライン
（国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁 H18）
- ・港湾景観形成ガイドライン（国土交通省港湾局）

(4) 住宅・建築

- ・住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン（国土交通省住宅局 H17）
- ・景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」（案）
（国土交通省都市・地域整備局 H17）

(5) 農山漁村

- ・美の里づくりガイドライン（農林水産省農村振興局 H16）
- ・農村における景観配慮の実施マニュアル（農林水産省農村振興局 H20）

(6) 官庁営繕

- ・官庁営繕事業における景観形成ガイドライン（国土交通省官庁営繕部 H16）

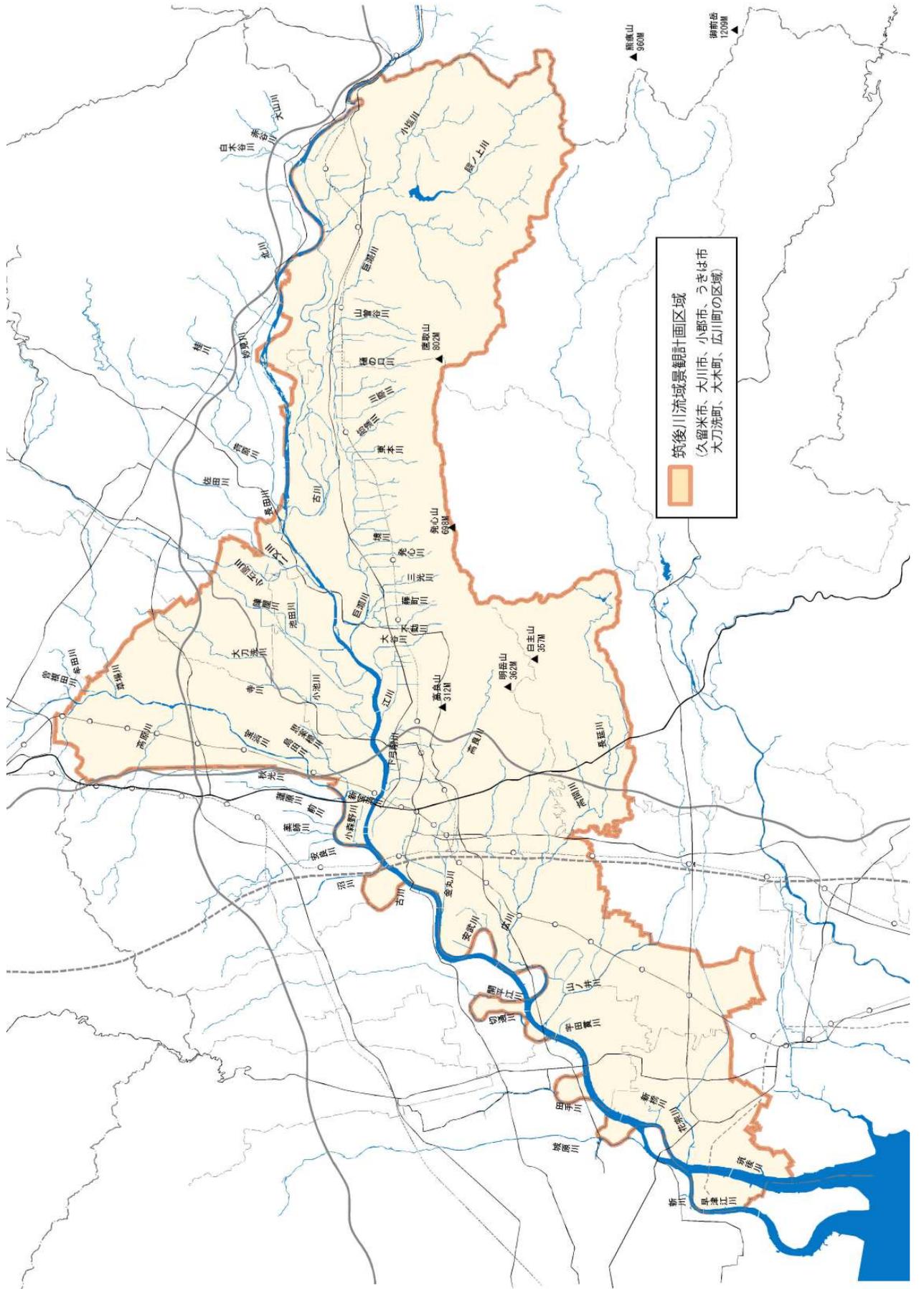
(7) 夜間照明

- ・光害対策ガイドライン（環境省水・大気環境局 H10）

(8) その他

- ・景観重要公共施設の手引き（案）（国土交通省都市・地域整備局 H20）
- ・公共事業における景観アセスメント（景観評価）システム（国土交通省 H19）

【資料6】筑後川流域の水系図



■総合問合せ先

福岡県建築都市部都市計画課 都市政策係

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

TEL : 092-643-3712 FAX : 092-643-3716

HP : <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d11/chikugogawa-keikan.html>

■各市町の問合せ先

大川市まちづくり推進課 0944-87-2101

小郡市都市計画課 0942-72-2111

大刀洗町建設課 0942-77-0101

大木町建設課 0944-32-1064

広川町商工観光課 0943-32-1142

